

東日本大震災農業生産対策交付金実施要領の制定について

2 3 環 第 4 4 号
2 3 生 産 第 7 2 1 号
2 3 経 営 第 2 3 4 号
平成 2 3 年 5 月 2 日
大臣官房
環境バイオマス政策課長
生 産 局 長 通知
経 営 局 長

改正	平成 23 年 9 月 1 日	23 生産 第 4304 号
改正	平成 23 年 12 月 6 日	23 食 産 第 1923 号 23 生産 第 5175 号
改正	平成 24 年 4 月 6 日	23 生産 第 6152 号
改正	平成 25 年 5 月 16 日	25 生産 第 3 4 9 号
改正	平成 26 年 4 月 1 日	25 生産 第 3398 号
改正	平成 27 年 4 月 9 日	26 生産 第 3210 号
改正	平成 27 年 9 月 30 日	27 生産 第 1842 号
最終改正	平成 28 年 4 月 1 日	27 生産 第 2866 号 27 農 振 第 2389 号 27 政 統 第 9 0 9 号

東日本大震災農業生産対策交付金については、先に東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱（平成 2 3 年 5 月 2 日付け 2 3 生産第 7 2 0 号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、東日本大震災農業生産対策交付金実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

東日本大震災農業生産対策交付金実施要領

第1 対策の実施等

1 成果目標の基準及び目標年度

(1) 成果目標の基準

東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱(平成23年5月2日付け23生産第720号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第2の2の農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官(以下「生産局長等」という。)が別に定める成果目標の基準は、次のいずれかとする。

ア 東日本大震災に起因する施設、機械、生産資材、農地等への被害の復旧等に関する取組にあっては、営農活動等が被災前に比べ概ね同程度以上に復旧すること。

イ 津波や放射性物質等の影響から、生産や販売を回復するために必要な生産、流通又は保管に関する技術並びに当該技術体系を確立すること。

ウ 農産物の生産・販売への放射性物質の影響を抑え、持続的に生産活動を行うこと。

(2) 目標年度

ア 推進事業(要綱別表のメニューの欄に定める推進事業をいう。以下同じ。)に係る成果目標の目標年度は原則として事業実施年度の翌年度とする。

イ 整備事業(要綱別表のメニューの欄に定める整備事業をいう。以下同じ。)に係る成果目標の目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。

ただし、次に掲げる事業はこの限りではない。

(ア) 要綱別表のメニューの欄の2の(1)のオのうち小規模公害防除については、事業完了年度から5年以内とする。

(イ) 要綱別表のメニューの欄の2の(1)のウのうち果樹については、事業実施年度から8年後、茶については、事業実施年度から7年後とする。

(ウ) 要綱別表のメニューの欄の2の(4)のウからカまで及び2の(5)にあっては、事業実施年度から6年以内とする。

(3) 交付金の配分基準

各都道府県への配分額については、事業実施主体が策定した事業実施計画(以下「事業実施計画」という。)のうち推進事業及び整備事業それぞれに係る要望額(以下「要望額」という。)に基づいて配分する。

2 対策の対象

(1) 対象要件

東日本大震災農業生産対策交付金による対策(以下「本対策」という。)の支援対象は、平成28年4月1日以降に着手・着工したものであって、都道府県知事が次の要件を満たすと認めるものに限る。

ア 1の(1)のアを成果目標とする取組

(ア) 東日本大震災に起因する施設、機械、生産資材、農地等への被害の復旧等に資する取組であること。

(イ) 当該取組により、対象施設の機能又は対象地域作付面積若しくは飼養頭羽数が平成22年以前と概ね同水準以上になることが確実に見込まれること。

イ 1の(1)のイを成果目標とする取組

(ア) 津波や放射性物質等の影響による生産力、販売力等の低下からの回復等に資する取組であること。

(イ) 当該取組により、生産、流通及び保管に関する技術の確立若しくは当該技術体系の確立が確実に見込まれること。

ウ 1の(1)のウを成果目標とする取組

別記第2の4の(1)のアの取組を前年度から継続して実施する場合において、農産物の生産・販売における放射性物質の影響を最大限抑制し、生産活動を持続するために必要不可欠な取組であること。

(2) 対象地域

ア 整備事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に基づく生産緑地地区(以下「生産緑地」という。)とする。

ただし、要綱別表のメニューの欄の2の(4)の畜産物共同利用施設のうちアからエまで及びカからキまでの施設、2の(5)のアの自給飼料生産・調製再編施設整備及び2の(5)のイの農業系副産物循環利用体制再生・確立施設整備、2の(6)の鳥獣被害防止施設については、上記の区域以外を主たる受益地とすることができる。

イ 野菜、果樹、茶及び花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、市街化区域内においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、次に掲げるとおりとする。

(ア) 耕種作物小規模土地基盤整備(以下「小規模土地基盤整備」という。)は、交付対象としないものとする。

(イ) 市街化区域(生産緑地を除く。)で実施できる整備事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

3 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業の実施に当たり、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」(平成17年4月1日付け16生産第8452号総合食料局長、生産局長、経営局長通知。)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」(平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知)により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとする。施設の機能向上を伴わない現状復旧等のための整備事業にあっては、費用対効果分析の

対象外とする。

4 地域提案

要綱第2の5の地域提案を実施するに当たっては、各都道府県へ交付された整備事業の交付金総額の20%を上限とするものとする。

その場合、交付率は、類似するメニューの交付率を準用するものとする。

第2 対策の実施等の手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 要綱第3の1の生産局長等が別に定める事業実施計画は、推進事業にあっては別表1に規定する項目を、整備事業にあっては別表2に規定する項目を含めて作成するものとする。
- (2) 要綱第3の2の生産局長等が別に定める都道府県事業実施計画は、別紙様式1号により作成するものとする。
- (3) 要綱第3の2及び3の生産局長等が別に定める協議は、別紙様式3号及び4号により行うものとする。
- (4) (1) 及び (2) の作成に当たっての留意事項は、別記に定めるところによるものとする。

2 実施手続

- (1) 要綱第3の1の事業実施計画の都道府県知事への提出は、事業実施主体のうち都道府県及び市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長。以下同じ。）とする。）を経由するものとする。

ただし、事業実施主体が都道府県の区域を対象とする等広域的な取組を行う場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について市町村長を経由せずに都道府県知事に提出することができるものとする。

- (2) (1) の場合にあって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合には、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画の写しを提出するものとする。
- (3) 市町村長は、(1) の本文に基づき対策の事業実施計画の提出があった場合は、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い都道府県知事に提出するものとする。
- (4) (1) から (3) までの規定にかかわらず、都道府県知事が当該市町村長と協議の上あらかじめ指定する市町村で事業を実施する事業実施主体は、事業実施計画を都道府県知事に提出するものとする。この場合、都道府県知事は、当該市町村長に対し、提出された事業実施計画の写しを提供し、情報共有に努めるものとする。

- (5) 市町村が事業実施主体となる場合にあっては、市町村長は事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- (6) 要綱第 3 の 3 の地域提案及び特認団体の協議は、要綱第 3 の 2 の協議の際に併せて行うものとする。

3 事業の着手・着工

平成28年 4 月 1 日から交付決定を受けるまでの間に着手・着工をした場合にあっては、別紙様式第 1 号の都道府県事業実施計画の備考欄に着手・着工日を記入するものとする。また、この場合において、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

第 3 国の助成措置

- (1) 国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、すでに交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。
- (2) 国は、都道府県に交付した交付金により実施した事業と同一の対象について、東京電力株式会社から当該事業を実施した事業実施主体に賠償金が支払われた際には、当該交付金の一部又は全部の返還を都道府県知事に求めることができるものとする。

第 4 事業実施状況の報告等

- 1 要綱第 6 の 1 の生産局長等が別に定める事業実施状況報告は、推進事業にあっては別表 3 に規定する項目を、整備事業にあっては別表 4 に規定する項目を含めて作成するものとする。
- 2 要綱第 6 の 3 に定める報告は、目標年度（要綱別表のメニューの欄の 1 の（ 2 ）の鳥獣被害防止活動及び 2 の（ 6 ）の鳥獣被害防止施設にあっては、事業実施年度）の翌年度の 9 月末までに別紙様式 2 号及び 5 号により行うものとする。
- 3 1 及び 2 の作成に当たっての留意事項は、別記に定めるところによるものとする。
- 4 都道府県知事は、1 の報告を受けた場合、その内容を検討し、必要に応じ、事業実施主体に対して適切な措置を講じるものとする。
- 5 国は、都道府県知事に対し、2 に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

第 5 対策の評価

- 1 要綱第 7 の 1 の別に定める事業実施主体の評価報告は、推進事業にあっては別表 3 に規定する項目を、整備事業にあっては別表 4 に規定する項目を含めて

作成するものとする。

なお、次に掲げる事業の場合は、中間的な評価を以下のとおり実施するものとする。

- (1) 第 1 の 1 の (2) のイの (イ) のうち茶の優良品種系統等への改植の場合並びに (ア) 及び (ウ) の場合は、事業実施年度から 3 年目の翌年度
- (2) 第 1 の 1 の (2) のイの (イ) のうち果樹の優良品種系統等への改植・高接の場合は、事業実施年度から 4 年目の翌年度
- 2 都道府県知事は、要綱第 7 の 2 による点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 地方農政局長（北海道にあっては生産局長等、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下「地方農政局長等」という。）は、要綱第 7 の 3 の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。
- 4 要綱第 7 の 2 に定める地方農政局長等への報告は、目標年度の翌年度の 9 月末までに別紙様式 2 号及び 5 号により行うものとする。

第 6 他の施策等との関連

本対策の実施に当たっては、「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」（平成11年11月 1 日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく男女共同参画社会の形成に向けた施策の着実な推進に配慮するものとする。

第 7 各取組ごとの実施方針及び留意事項

各取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項については別記に定めるところとする。

第 8 その他

本対策の実施に当たっては、「強い農業づくり交付金対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成17年 4 月 1 日付け16生産第8263号農林水産省生産局長、総合食料局長、経営局長通知（以下「事務取扱」という。））を準用するものとする。

なお、事業の着手・着工に係る取り扱いについては、第 2 の 3 によるものとし、事務取扱の第 1 の 5 の規定は適用しないものとする。ただし、交付対象事業に係る入札結果等については、事務取扱の別紙様式第 1 号に準じた報告を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成23年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年12月 6 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成24年 4 月 6 日から施行する。
- 2 平成23年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成25年 5 月16日から施行する。
- 2 平成24年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成25年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。ただし、東京電力株式会社からの賠償金支払に係る事項については、この限りではない。

附 則

- 1 この改正は、平成27年 4 月 9 日から施行する。
- 2 平成26年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成27年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農

村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表 1 (推進事業の事業実施計画)

メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
1 リース方式による農業機械等の導入 2 生産資材の導入等 3 農地生産性回復に向けた取組 4 放射性物質の影響緩和対策 ア 放射性物質の吸収抑制対策 イ 放射性物質による健康不安の解消対策 ウ 自給飼料生産・調製再編支援 エ 家畜改良体制再構築支援 オ 落ち葉等有機質資材利用再開支援 カ 公共牧場再生利用推進	別紙様式第 1 号の別添 1 及びメニューごとに定める別添様式に規定されている項目 その他都道府県知事が取組に必要な項目。

別表 2 (整備事業の事業実施計画)

メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
1 耕種作物小規模土地基盤整備 2 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 3 耕種作物共同利用施設整備 4 畜産物共同利用施設整備 5 放射性物質の影響緩和対策 (1) 自給飼料生産・調製再編施設整備 (2) 農業系副産物循環利用体制再生・確立施設整備	左記 1 から 5 までの事業について共通して以下の項目とする。 1 成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式第 1 号に規定されている項目を含み記載するものとする。 2 成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目 成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。 3 費用対効果に関する項目 費用対効果分析通知により算出するものとし、その算出根拠も合わせて記載又は添付するものとする。 4 施設等の規模決定根拠に関する項目 施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに規模決定根拠について具体的な数値を用いて記載するものとする。 5 整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目 「貸付対象・受益農家戸数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。 6 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目
6 鳥獣被害防止施設	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的

	2 事業に係る項目 施設名、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積
	3 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用計画、維持管理及び費用対効果分析に関する項目
	4 成果目標に係る項目 成果目標に関する事項
	5 地域指定に係る項目 過疎地域等の指定状況
	6 放射性物質の影響に関する項目（被災施設を除く）

別表 3（推進事業の実施状況報告及び評価報告）

メニュー	事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目
1 リース方式による農業機械等の導入 2 生産資材の導入等 3 農地生産性回復に向けた取組 4 放射性物質の影響緩和対策 ア 放射性物質の吸収抑制対策 イ 放射性物質による健康不安の解消対策 ウ 自給飼料生産・調製再編支援 エ 家畜改良体制再構築支援 オ 落ち葉等有機質資材利用再開支援 カ 公共牧場再生利用推進事業	別紙様式第 2 号の別添 1 に規定されている項目その他都道府県知事が必要と定める項目。

別表 4（整備事業の実施状況報告及び評価報告）

メニュー	事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目
1 耕種作物小規模土地基盤整備 2 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 3 耕種作物共同利用施設整備 4 畜産物共同利用施設整備 5 放射性物質の影響緩和対策 (1) 自給飼料生産・調製再編施設整備 (2) 農業系副産物循環利用体制再生・確立施設整備	左記 1 から 5 までの事業について共通して以下の項目とする。 1 事業実施状況に関する一般的な項目 別紙様式第 2 号の 2 に規定されている項目を含み記載するものとする。 2 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。 3 事業実施状況に関する詳細な項目 小規模土地基盤整備及び飼料作物作付・家畜放牧等条件整備にあつては「作付面積及び作付率」、共同利用施設整備にあつては「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」、自給飼料生産・調製再編施設整備にあつては「利用量」

	及び「飼料自給率」、農業系副産物循環利用体制再生・確立施設整備にあつては「滞留状況」について、事業実施後の状況を記載するものとする。 4 事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。 5 その他事業実施状況報告に必要な項目
6 鳥獣被害防止施設	1 事業実施状況報告に記載すべき項目 (1) 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 (2) 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況 (3) 事業内容に係る項目 施設の概要、事業費、維持管理状況 (4) 成果目標に係る項目 成果目標に関する事項 2 評価報告に記載すべき項目 (1) 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 (2) 実施時期に係る項目 (3) 事業内容等に係る項目 事業内容、事業量 (4) 管理に係る項目 管理主体者 (5) 利用に係る項目 供用開始時期、利用率 (6) 事業効果、評価に係る項目 事業効果、経営状況、事業実施主体の評価

別記

各取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項

第1 共通事項

1 周辺環境への配慮

共同利用施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

特に、畜産施設の整備に当たっては、事業実施主体と、都道府県事業実施計画を作成する都道府県知事及び市町村長など取組が実施される地域を管轄する行政当局が、周辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し調整するものとする。

2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」(平成13年3月23日付け環産第116号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」(平成7年10月23日付け食流第4208号農林水産省食品流通局長通知)等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

3 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

4 農業共済等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体及び事業の受益者は、農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済(以下「農業共済」という。)への積極的な加入に努めるものとする。

5 環境と調和のとれた農業生産活動

整備事業を実施した事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境と調和のとれた農業生産活動通知」という。)に基づき、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から、点検シートの提出を受けることなどにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難な場合は、この限りではない。

6 農山漁村における女性の参画の促進

本対策を実施する次の各号に掲げる事業実施主体は、女性の参画に関する事項を設定している者、又は事業実施期間中に設定することが確実と見込まれる者とする。

- (1) 当該事業実施主体が都道府県又は市町村である場合は、農山漁村における女性の社会参画及び経営参画の促進に関する数値目標
- (2) 当該事業実施主体が農業協同組合又は農業委員会である場合は、当該組織における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標
- (3) 当該事業実施主体が農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会である場合は、都道府県内の農業協同組合における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標
- (4) 当該事業実施主体が都道府県農業会議である場合は、都道府県内の農業委員会における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標

7 飼料自給率の向上

乳用牛及び肉用牛を対象とした畜産振興に係る整備事業（畜産環境及び畜産物の処理・加工・流通関連施設に係るものを除く。）を実施する事業実施主体は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」（平成18年3月31日付け17生畜第2867号農林水産省生産局長通知）に基づき、飼料自給率向上計画を策定していること又は事業実施期間中に策定することが確実と見込まれることとする。

8 耕作放棄地対策の推進

本事業を実施する事業実施主体が所在する市町村又は主たる受益地の市町村は、その市長村の区域内において、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農村振興局長通知）に基づきA分類（再生利用が可能な荒廃農地）に区分された荒廃農地を積極的に新規就農総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産省事務次官依命通知）第5に定める「人・農地プラン」に位置づけ、地域農業の中心となる経営体や新規就農者、農業算入企業等と結びつける取組を積極的に推進するよう努めるものとする。

9 配合飼料価格安定制度への加入促進

本対策における生乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、馬及び特用家畜、飼料増産、畜産周辺環境影響低減及び草地環境基盤整備対策を対象とする取組の受益者のうち配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。）は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金（以下「基金」という。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（本項において「契約」という。）の締結を継続するものとする。また、前年度末時点において基金との契約を締結していない畜産経営者にとっては

基金との契約を締結するよう努めるものとする。

10 交付対象事業の公表

本対策の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了し、東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱（平成23年5月2日付け23生産第722号農林水産事務次官依命通知。）第6に基づく地方農政局長等への実績報告書の提出により交付金の額が確定した場合、実施した交付対象事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、公表を行うものとする。

11 P F I法の活用

本対策により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の活用に努めるものとする。

12 推進指導等

- （１）都道府県知事（都道府県が事業実施主体である場合にあっては、地方農政局長等。（２）において同じ。）は、事業実施主体の代表者、役員、職員等が、本対策の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- （２）都道府県知事は、（１）に該当する事業実施主体が新たに本対策の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本対策の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

13 管理運営

（１）管理運営

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

（２）管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

（３）指導監督

都道府県及び市町村は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導する

とともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」(平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知)により厳正に行うものとする。

(5) 対策名等の表示

本対策により整備した施設等には、本対策名等を表示するものとする。

14 土壌分析

土壌分析を実施する場合は、「農業分野の土壌分析が補助事業等の要件又は補助対象となっている場合の取扱いについて」(平成26年2月26日付け25生産第3105号、25生産第3106号、25生産第3107号、25生産第3108号、25生産第3109号、25生産第3110号、25生畜第2004号、25生畜第2005号農林水産省生産局総務課長、農産部穀物課長、園芸作物課長、地域作物課長、技術普及課長及び農業環境対策課長並びに畜産部畜産企画課長及び畜産振興課長通知)により、計量法(平成4年法律第51号)との整合を図るものとする。

第2 推進事業

要綱別表のメニュー欄の推進事業については、以下により実施するものとする。

1 リース方式による農業機械等の導入

(1) 取組の実施基準等

ア 事業の実施基準

(ア) 事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。

(イ) 事業の実施にあつては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

(ウ) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

イ 事業実施主体

農事組合法人（「農業協同組合法」（昭和22年法律第132号）第72条の3に規定する農事組合法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体（要綱別表の事業実施主体の欄の1の(11)の「生産局長等が別に定める」団体とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。以下同じ。）が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

ウ 採択要件

(ア) 実施要領第1の1の(1)の成果目標の基準を満たすこと。

(イ) 要綱別表の採択要件の欄の1の(1)の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

(2) リース事業計画

本事業を実施しようとする事業実施主体は、要綱第3の1に基づき、次に掲げる事項を含むリース方式による農業機械等の導入に係る事業の実施計画（以下「リース事業計画」という。）を作成し、都道府県知事に提出して、その承認を受けるものとする。

ア 導入する農業機械、園芸用施設又は牛肉保管等施設（以下「機械施設」という。）に係る事項

イ 機械施設を賃借する農業者等（事業実施主体が自ら賃借する場合は事業実施主体。以下「機械施設利用者」という。）に係る事項

ウ 機械施設の利用計画に係る事項

エ 機械施設に係るリース料及び当該リース料におけるリース物件価格の見込額並びにリース料助成金の申請額に係る事項

オ その他リース事業の実施にあたり必要な事項

(3) リース事業計画の重要な変更

事業実施主体は、リース事業計画に次に掲げる変更を加える場合には、上記（２）に準じて都道府県知事の承認を受けるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 機械施設又は機械施設利用者の変更

エ 事業費又は事業量の３割を超える変更

（４）機械施設の範囲

ア 農業機械の範囲

成果目標の達成に寄与することが認められるものとする。

また、被災した施設及び被災に伴い新たに新設（再編整備を含む。）した施設に付随する定置型の機械で、リース方式により導入することが可能なものについても対象とする。

ただし、本事業による導入以前に利用された実績のある農業機械は除く。

イ 園芸用施設の範囲

次に掲げる周年栽培高温抑制型温室及び高度環境制御栽培施設とし、各地区ごとに定められた成果目標の達成に寄与することが認められるものとする。ただし、次の（ア）及び（イ）に該当しないものであっても、地域の実情に即し、必要があると都道府県知事が認める園芸用施設については、対象とする。

既存の温室又は建物に内部装置のみを導入する場合、原則として、既存の温室又は建物は、新たに導入する施設と一体的な利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

（ア）周年栽培高温抑制型温室

35m/s以上の風速若しくは30kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものであり、導入後は換気装置等の空調装置を備えている温室とする。また、必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力かん水施肥装置、点滴かん水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設、栽培用照明装置等の内部施設を装備できるものとし、これら内部施設のみを導入することもできるものとする。

（イ）高度環境制御栽培施設

野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。

導入後の施設は、50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる）若しくは50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計

算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設（暖房又は冷房装置等により1年を通じて気温を生育に最適な条件に制御可能な設備）を装備するものとする。このほか、必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等の内部施設を導入できるものとし、これら内部施設のみを導入することもできるものとする。

スプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産技術が既に広く普及している品目については、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。

施設の導入に当たっては、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売先、販売単価及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。

ウ 牛肉保管等施設の範囲

次に掲げる施設とし、成果目標の達成に寄与することが認められるものとする。

（ア）冷蔵冷凍施設

と畜処理した牛肉に含まれる放射性物質の検査（以下「牛肉の放射性物質検査」という。）の実施に伴い滞留した牛枝肉・部分肉を保管するために必要な冷蔵冷凍施設（車両を含む）であって、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及びと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）を遵守するために必要な能力を有するものであることとする。

（イ）検査室

牛肉の放射性物質検査の実施に必要な施設とする。なお、ゲルマニウム半導体検出器等の検査機器は含まないものとする。

（5）機械施設の利用条件

ア 農業機械の利用条件

リース事業計画に定める対象機械（畜産用機械を除く。）の利用面積は、20ヘクタール（農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第5条の2に基づき農林水産大臣が定めた高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針に即して、都道府県知事が同法第5条の3に基づき策定した特定高性能農業機械の導入に関する計画（以下「導入計画」

という。)に利用規模の下限面積その他の基準を定めている場合にあっては、当該面積。)を概ね満たすものであること。

ただし、地域の実態に照らして、都道府県知事が特に必要と認める場合は、別に利用規模の下限面積を定めることができるものとする。

イ 園芸用施設の利用条件

(ア) 対象地域

対象施設は、原則として、農用地区域及び生産緑地に設置するものとする。

ただし、太陽光利用型植物工場又は完全人工光型植物工場の設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合にあっては、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。

(イ) 農業共済等の積極活用

機械施設利用者は、事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業災害補償法に基づく園芸施設共済への加入に努めるものとする。

(ウ) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」等に基づき、園芸用使用済みプラスチック等の適正処理を推進するための組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

ウ 牛肉保管等施設の利用条件

対象施設は、次のいずれかの要件を満たす都道府県（以下「汚染稲わら等給与県」という。）に所在し、かつ、牛肉の放射性物質検査を実施している産地食肉センターに設置するものとする。

(ア) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づき、原子力災害対策本部長が牛の出荷制限を指示した県。

(イ) 地域内に暫定許容値を超える放射性物質に汚染された稲わら等を給与した又は給与した可能性のある肉用牛農家が存在し、牛肉の放射性物質に係る検査計画及び出荷計画の策定に当たっての基本的対応方針（平成23年7月29日厚生労働省公表）に基づく出荷計画（都道府県域の一部を対象とするものを含む。）を策定し、計画的に放射性物質検査及び出荷を実施する都道府県。

(6) リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械施設利用者と当該機械施設利用者が

導入する対象機械又は対象施設の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の２者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 下記（８）により承認されたリース事業計画に記載された機械施設利用者及び対象機械又は対象施設に係るものであること。

イ リース事業者及びリース料が下記（８）のウにより決定されたものであること。

ウ リース期間が４年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））に定める耐用年数以内であること。

エ 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないものであること。

（７）リース料助成金の額

ア リース料助成金の額の計算方法

リース料助成金の額は、次の算式①によるものとする。

ただし、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあっては次の算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては次の算式③によるものとする。

なお、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、算式②又は③により算出した額のいずれか小さい方とする。

算式①：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）× 1 / 2 以内

算式②：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）×（リース期間／法定耐用年数）× 1 / 2 以内

算式③：助成金の額＝（リース物件価格（税抜き）－残存価格（税抜き））× 1 / 2 以内

この場合において、リース期間は、設備利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365で除した数値の小数点以下第３位の数字を四捨五入して小数点以下第２位で表した数値とする。

また、申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

イ 園芸用施設のリース料助成金の額の計算

農業共済への加入が基本である（４）のイの（ア）及び（イ）の園芸用施設に係る上記アにおけるリース物件価格については、受益農家及び事業参加者の農業共済への加入状況にかかわらず、次の算式により求められる調整済リース料物件価格で置き換えることにより、該当助成金の額を計算するものとする。

調整済リース物件価格＝園芸施設及び附帯施設のリース物件価格－共済

金相当額

上記算式の共済金相当額については、園芸用施設及び附帯施設それぞれについて、次式により計算し、千円未満を切り捨てた額の合計とする。

(ア) 園芸用施設

$$\begin{aligned} \text{共済金相当額} &= \text{被害を受けた園芸用施設の標準価格} \\ &\quad \times \text{被害を受けた園芸用施設の設置面積} \\ &\quad \times \text{被害を受けた園芸用施設の時価現有率（下表）} \\ &\quad \times \text{付保割合（0.8）} \end{aligned}$$

なお、被害を受けた園芸用施設の標準価格は、ガラスハウスにあっては18,655円／㎡、プラスチックハウス（Ⅳ・Ⅴ類）にあっては7,702円／㎡、その他のハウスにあっては1,800円／㎡とする。

ただし、新たに整備する園芸用施設の設置面積が、営農体系の見直し等により被害を受けた園芸用施設の設置面積を下回る場合にあっては、当該被害を受けた園芸用施設の設置面積を新たに整備する園芸用施設の設置面積に読み替えて算出するものとする。

(イ) 附帯施設

$$\begin{aligned} \text{共済金相当額} &= \text{被害を受けた附帯施設の再取得価額} \\ &\quad \times \text{被害を受けた附帯施設の時価現有率（下表）} \\ &\quad \times \text{付保割合（0.8）} \end{aligned}$$

特定園芸施設及び附帯施設の時価現有率表

経過年数	ガラスハウス プラスチックハウス (Ⅳ・Ⅴ類)	左記以外のハ ウス 附帯施設
1年未満	100%	100%
1年以上 2年未満	95	84
2 " 3 "	90	68
3 " 4 "	85	52
4 " 5 "	80	36
5 " 6 "	75	20
6 " 7 "	70	以下同じ
7 " 8 "	65	
8 " 9 "	60	
9 " 10 "	55	
10 " 11 "	50	
11 " 12 "	44	
12 " 13 "	38	

1 3 〃 1 4 〃	32	
1 4 〃 1 5 〃	26	
1 5 年以上	20	

ただし、新たに整備する附帯施設の規模が、営農体系の見直し等により被害を受けた附帯施設の規模を下回る場合にあっては、当該被害を受けた附帯施設の再取得価額を、新たに整備する附帯設備の取得価額に読み替えて算出するものとする。

(8) 事業実施手続等

ア リース事業計画の作成及び提出

(ア) 事業実施主体は、リース料助成金を受けようとする機械施設利用者に、別添様式第1号によるリース事業計画の作成に必要な情報及び関連書類を提出させるものとする。

(イ) 事業実施主体は、(ア)により入手した情報及び書類の内容を確認の上、上記(7)によりリース料助成額を計算し、別添様式第1号によりリース事業計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

イ リース事業計画の承認

(ア) 都道府県知事はこの要領に掲げる基準等を全て満たす場合には、リース事業実施計画の承認を行うものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の承認を行う場合には、別添様式第2号により当該計画を提出した事業実施主体に対し承認する旨の通知を行うとともに、その他の事業実施主体に対しては、別添様式第2号により承認しない旨の通知を行うものとする。

ウ リース事業者等の決定

事業実施主体は、交付決定後に、リース事業者に機械施設を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、機械施設利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。当該決定に際しては、事業実施主体は、事業実施主体及び事業実施主体の構成組織又は機械施設利用者と競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

エ 助成金の支払

事業実施主体は、3の入札結果及びリース契約に基づき機械施設が機械施設利用者に導入され、当該機械施設利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、上記(7)により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該機械施設利用者にリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該機械施設利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

オ 交付金の管理

事業実施主体は、国から交付された本事業に係る交付金を、事業実施主体に滞留させることなく、機械施設利用者へリース料助成料として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体は本事業に係る交付金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

カ 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、リース期間中にあっては、リース契約書等関係書類の管理を行うとともに、機械施設利用者に対して適正な利用が行われるよう指導する。

キ 助成金の返還等

都道府県知事は、事業実施主体に交付したリース事業に係る助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、助成金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、本事業において導入した機械施設がリース事業計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であって、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合についても同様とする。

(9) その他

この要領に定めるもののほか、リース事業の実施につき必要な事項については、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

2 生産資材の導入等

(1) 取組の概要

要綱別表のメニューの欄の1の(2)の取組の概要及び支援対象については、次に掲げるものとする。ただし、次のアからキまでに該当しないものであって、都道府県知事が、東日本大震災に伴う津波による流失等により新たに調達が必要となったものと認定した農業用資機材については、支援の対象とする。

ア 水稻育苗関係

(ア) 共同育苗施設の応急的補修

育苗施設の復旧のため、育苗施設の応急的補修を行う取組とし、ハウス用資材、播種・土入れ装置（修理を含む。）、育苗用資機材を支援対象とする。

(イ) 簡易育苗ハウスの緊急的導入

共同で利用する育苗施設が被害を受け、当該施設で育苗が行えない場合に、農業者が共同で新たに簡易な育苗ハウスを設置する取組とし、育苗用ハウスの資材、播種・土入れ装置、育苗用資機材を支援対象とする。

イ 水稻生産資材関係

津波による流失等により新たに調達が必要となった生産資機材の調達を

行う取組とし、育苗期から収穫期までに必要となる生産資機材を支援対象とする。

ウ 麦類生産資材関係

津波による流失等により新たに調達が必要となった生産資機材の調達を行う取組とし、収穫期までに必要となる生産資機材を支援対象とする。

エ 豆類生産資材関係

津波による流失等により新たに調達が必要となった生産資機材の調達を行う取組とし、施肥等から収穫までに必要となる生産資機材を支援対象とする。

オ 園芸生産資材等関係

津波による流失等により新たに調達が必要となった生産資機材の調達を行う取組とし、種苗、農薬、肥料、土壌改良資材、被覆資材、園芸施設補強・補修用資材その他必要な資機材を支援対象とする。

また、津波による塩水化等により、既存の用水の利用が困難となった地域における用水確保の取組とし、震災後、初めて出荷、販売するまでの間の水道水の使用、井戸の試し堀り等に掛かる経費を支援対象とする。

カ 果樹植栽用資材関係

被害を受けた樹園地を早急に復旧させる取組とし、苗木の植栽並びに果樹棚及びトレリス等設置用資機材を支援対象とする。

キ 飼料種子・生産資材関係

震災により被災した草地の復旧及び生産性の向上を図る取組とし、土壌改良資材、肥料、除草剤及び牧草種子を支援対象とする。

(2) 取組の実施基準等

ア 事業の実施基準

(ア) 事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。

(イ) 事業の実施にあつては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

(ウ) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

イ 事業実施主体

農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合には、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

ウ 採択要件

(ア) 要領第1の1の(1)のアの成果目標の基準を満たすこと。

(イ) 要綱別表の採択要件の欄の1の(1)の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあつては、3戸以上であれば事業実施主

体として認めることができる。

(3) 事業の実施手続等

本事業の実施計画は、(1) のアからキまでの項目ごとにそれぞれ別添様式第3号又は別添様式第4号により作成するものとする。

3 農地生産性回復に向けた取組

(1) 取組の概要

要綱別表のメニューの欄の1の(3)の取組の概要については、震災や津波の影響を受けた農地の生産性回復を図るために行う次に掲げる取組とする。

ア 被災農地の土づくり対策

津波による塩害等震災の被害を受け、生産力が著しく低下した農地において、除塩等の後に地力の回復を目的とした堆肥等資材の投入や緑肥作物のすき込みを行うものとする。

イ 下層土の残留塩分対策

除塩を実施したものの、下層に塩分が残留したこと等により、塩害が発生した農地において、石灰等の土壌改良資材の下層土へのすき込みを行うものとする。

(2) 取組の実施基準等

ア 事業の実施基準

(ア) 本事業により施用する肥料・土壌改良資材は、放射性セシウムの濃度が肥料、土壌改良資材及び培土の暫定許容値を超過していないことが確認されたものに限る。

(イ) 対象となる緑肥作物の品種について、対象地域の作型、土壌条件等を勘案して選択するものとし、適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体すべてを土壌に還元することとする。

(ウ) 事業の実施にあつては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

イ 対象地域

岩手県、宮城県及び福島県

ウ 事業実施主体

農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体及びその他の農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合には、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならない。

エ 採択要件

(ア) 要領第1の1の(1)のアの成果目標の基準を満たすこと。

(イ) 事業の対象となる農地は、当該農地で生産される農作物の収量又は品質が震災前の水準と比較して現に著しく低下し又は著しく低下するこ

とが見込まれ、かつ、このことが事前の収量調査、土壌分析等により技術的に明らかにされている農地であること。

- (ウ) 要綱別表の採択要件の欄の1の(1)の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

オ 補助対象経費

- (ア) 本事業に直接要する、作業用機械・機材借上げ費、機械オペレータ費、機械燃料費、資材費（肥料・土壌改良資材等）、緑肥種子代、運搬経費、作業委託費、分析費・消耗品費（農地の生産性回復を確認するものに限る）とする。
- (イ) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとする。
- (ウ) 補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

カ 交付率

要綱別表の交付率の欄の生産局長等が別に定める交付率及び額は、次のとおりとする。

- (ア) 事業実施面積10アールあたりの交付額は8万円以内の定額とする。
- (イ) 取組において使用する次のaからkの資材費（肥料・土壌改良資材等）の上限は次のとおりとする。

a	堆肥	1t当たり 7,000円 (運搬費を含む場合は10,000円)
b	炭酸カルシウム	20kg当たり 800円
c	硫酸カルシウム	20kg当たり 1,600円
d	過りん酸石灰	20kg当たり 2,000円
e	熔成りん肥	20kg当たり 2,000円
f	熔成けい酸りん肥	20kg当たり 2,000円
g	けい酸加里肥料	20kg当たり 3,000円
h	鉍さいけい酸質肥料	20kg当たり 800円
i	副産石灰質肥料	20kg当たり 600円
j	ゼオライト	20kg当たり 2,000円
k	腐食酸質資材	20kg当たり 3,500円

- (ウ) 取組においては、(イ) で上限単価が設定されていない資材を使用する場合については、都道府県知事は、当該資材を使用することが合理的であり、かつ当該資材の実勢価格に照らして単価が適当であると判断できる場合に限り、助成の対象とすることができるものとする。
- (エ) (ア) 及び (イ) に掲げる上限単価を超えて助成する必要がある場合にあっては、都道府県知事は、要綱第3の2の成果目標の妥当性の協議と併せて地方農政局長等に協議を行った上で、必要最小限の範囲で上限

単価を超えて助成できるものとする。

(3) 事業の実施手続き等

事業実施主体は、事業実施計画書に別添様式5号を添付するものとする。

4 放射性物質の影響緩和対策

(1) 放射性物質の吸収抑制対策

ア 取組の概要

要綱別表のメニューの欄の1の(4)のアの取組については、放射性物質により汚染された農地の放射線量低減のための除染対策を目的とするものではなく、土壌等に蓄積した放射性物質の農作物への移行の低減を目的として行う農作物の吸収抑制対策を行うものであり、次に掲げるものとする。

(ア) 加里質肥料（塩化加里、硫酸加里、ケイ酸加里肥料等単肥に限る。）

その他の放射性物質の農作物への移行を低減する効果が見込まれる資材の施用。

(イ) 農作物への放射性物質の移行の低減を図る低吸収品目・品種等への転換に必要な取組。ただし、転換する品目については、加工等による濃縮について留意する。

(ウ) 果実・茶葉に移行する放射性物質の低減を図る改植、剪定（台切り、中切り等）。

(エ) 表層に分布する放射性物質を含む土壌を下層の放射性物質を含まない土壌と反転又は混和することにより農作物への放射性物質の移行の低減を図る反転耕・深耕。

なお、当該対策を行った後、低下した地力の回復に必要な肥料や土壌改良資材等を導入することができる。ただし、土壌診断等地力の回復のために必要な資材量の計算を行った場合に限るものとする。

(オ) 上記（ア）～（エ）の吸収抑制対策の効果などを分析検証するための土壌・農産物等の分析及びイの（ウ）のfに基づく吸収抑制対策を実施しないほ場の設置。

イ 取組の実施基準等

(ア) 事業の実施基準

a 事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。

b 事業の実施にあたっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

c 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

d 事業実施主体が行う取組の内容は、受益地域の範囲や通常の施肥量、植栽密度等からみて適正であり、かつ過大なものであってはならない。

- e アの（ア）の取組については、吸収抑制対策に使用する吸収抑制資材の種類及び使用量について、都道府県の指導指針に準ずるものとする。

また、前年度において、本対策により取組を実施した場合であっても、土壌中の交換性カリ濃度が十分上昇しない等のおそれがある場合においては、本対策の対象とすることができるものとする。

- f アの（ア）及び（イ）（牧草地を対象とする場合に限る。）については、東京電力株式会社への求償を優先して検討するものとする。

なお、東京電力株式会社による賠償の対象となる吸収抑制対策を実施する場合は、本事業との重複実施がないようにしなければならない。

（イ）事業実施主体

農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体及びその他の農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合には、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならない。

また、食品事業者については、本取組の事業実施主体となることができない。

（ウ）採択要件

- a 要領第1の1の（1）のイの成果目標の基準を満たすこと。ただし、前年度から継続してアの（ア）の取組を実施する場合は、要領第1の1の（1）のウの成果目標の基準を満たすこと。
- b 要綱別表の採択要件の欄の1の（1）の定めに関わらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。
- c 福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質により汚染された農地土壌等であること（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下、「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づき指定された除染特別地域又は汚染状況重点調査地域については、放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト未満であることとする。ただし、既に放射性物質汚染対処特措法等に基づいた除染等を行った地域又は市町村が除染を行う必要がないと判断した地域等はこの限りではない。）。
- d 生産される農産物が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく食品中の放射性セシウムに係る基準値1キログラム当たり100ベクレル（牛乳の場合は同50ベクレル、牧草の場合は「放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて（平成24年2月3日付け農林水産省消費・安全局長、生産局長、水産庁長官連名通知）」に基づく暫定許容値1キログラム当たり100ベクレル）（以下「食品中

の放射性セシウムに係る基準値等」という。)を超えた若しくは超える恐れがあると都道府県知事が認めるもの(加工によって1キログラム当たり100ベクレルを超過する恐れのあるものも含む。)であり、かつ本対策を行うことにより、次期作において、食品中の放射性セシウムに係る基準値等を超過しないと見込まれること。

- e 適用する吸収抑制技術が公的研究機関等により、吸収抑制効果があることが示されるとともに、当該技術の効果が発揮できる条件が確保されていること。特に、アの(ア)の取組については、予め土壌診断等により、対象とするほ場における土壌中の交換性カリウム濃度が県の基準等と比べて低くなっていることが示されている場合に限る。
- f 市町村ごとの事業対象作物において、事業実施年度の前年におけるモニタリング調査等で放射性セシウムが検出されなかった場合又は事業実施年度の前年に吸収抑制対策を実施しないほ場を本規定に基づいて設置した場合、本事業による放射性セシウムの吸収抑制対策を実施するほ場の設置とともに、吸収抑制対策を実施しないほ場を原則として市町村ごとに3箇所以上設置し、吸収抑制対策を実施した場合及び実施しなかった場合の事業対象作物における放射性セシウムの濃度をアの(オ)を活用してそれぞれ測定することにより、当該年度における事業効果を検証することを必須とする。

なお、事業実施年度及びその前年度における上記事業効果の調査並びに同期間における当該市町村のモニタリング調査等において、事業対象作物から放射性セシウムが検出されなかった場合、特段の理由がある場合を除き、翌年度から、当該市町村の当該事業対象作物については、本対策の対象から除外するものとする。

ただし、本規定に基づき本対策の対象から除外された場合であっても、本規定に基づいて設置した吸収抑制対策を実施しないほ場については、本対策の対象から除外された年度から3年間に限り継続して設置できるものとする。

また、吸収抑制対策を実施しないほ場の設置に当たっては、事業効果を的確に検証するため、当該市町村の土壌タイプの分析状況や過去のモニタリング調査の結果等を勘案するものとする。

- g (ウ)のc～fについて、原子力発電所事故に関する政府が行う方針又は指示に基づき、吸収抑制対策として特別な対応が必要とされる地域においては、この限りではない。

(エ) 補助対象経費

- a アの(ア)の取組を実施する場合においては、加里質肥料等吸収抑制の効果が見込まれる肥料や土壌改良資材に係る経費に限るものとする。
- b アの(イ)、(ウ)、(エ)の取組を実施する場合においては、本事

業に直接要する、機械・機材レンタル料、機械オペレーター費用、機械燃料代、資材購入費（肥料、土壌改良資材等）、種子・種苗費（アの（イ）の取組のうち牧草を対象とした場合に限る）、苗木代（アの（ウ）の取組のうち、改植を対象とした場合に限る）、作業委託費、備品費（ただし、レンタル・リースによって調達することが難しい場合に限る）等とする。

c アの（オ）の取組を実施する場合においては、本事業に直接要する分析費、分析委託費及び（ウ）の f に基づく吸収抑制対策を実施しないほ場を設置するためのほ場借り上げ費等とする。

d 補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

（オ） 交付率

要綱別表の交付率の欄の生産局長等が別に定める交付率は、本事業については定額とする。

ただし、アの（ア）から（エ）までの取組について、助成単価の上限は、以下のとおりとし、助成額は助成上限単価に本事業を実施する農地・牧草地の面積を乗じたものと、実際に要した経費のいずれか低いものとする。

a アの（ア）の取組については、10アール当たり10万円とする。

b アの（イ）の取組については、排水対策を必要とする場合10アール当たり15万9千円、排水対策を必要としない場合10アール当たり14万2千円、牧草地を対象とした場合10アール当たり10万円とする。なお、石れき粉碎・除去機械を用いた牧草地、無線トラクター等を用いた傾斜牧草地を対象とした場合10アール当たり16万8千円とする。

c アの（ウ）の取組については、改植の場合10アール当たり49万5千円、剪定の場合10アール当たり1万8千円とする。

d アの（エ）の取組については、10アール当たり4万4千円とする。

ウ 事業の実施手続等

（ア）本事業の実施計画は、別添様式第6号により作成するものとする。

（イ）本事業の実施状況報告書は、別紙様式第2号別添1により作成するものとする。なお、アの（オ）の取組として、放射性物質の分析を行った場合は、その結果について分かる資料を添付すること。

（2） 放射性物質による健康不安の解消対策

ア 取組の概要

要綱別表のメニューの欄の1の（4）のイの取組の概要については、放射性物質の影響を受けた地域において、放射性物質による生産者の健康不

安の解消を図るため、放射性物質の分布を把握するとともに、その生産者への影響を最小限に抑える農業生産活動をリストアップして実行するという、いわゆる農業生産工程管理（GAP）を導入する取組であり、次に掲げる事項を実施できるものとする。地区推進事業においては、目標年度内に、上記目的に対応したGAPを策定するものとする。

（ア） 県域事業

a 協議会の開催

県、生産者団体、流通業者、消費者団体等から構成される協議会を開催し、健康不安解消に資するGAP導入方針の検討や域内産地で活用できるGAPのひな形の作成等を行う。

b 産地指導

産地への指導・助言の取組等を行う。

c 調査・分析の実施

域内産地へのGAPの導入に必要な実態調査・分析等を行う。

なお、実態調査・分析等の一部を外部機関へ委託することができる。

d 研修会の開催・研修会への参加

放射性物質対策技術に関する研修会の開催、研修会への参加等を行う。

（イ） 地区推進事業

a 協議会の開催

県、普及指導センター、市町村、生産者、生産者団体、関係団体等から構成されるGAP推進協議会を開催し、地域における具体的な品目ごとのGAPの策定やGAP導入に必要な普及啓発資料の作成等を行う。

b 研修会の開催・研修会への参加

GAPに基づく具体的な管理方法等に関する研修会の開催、外部研修会への参加等を行う。

c 調査・分析の実施

健康不安解消に資するGAPの策定に必要な生産・流通段階における分析調査、実証ほの設置及び運営、収穫物の放射性物質等検査、GAP実践状況調査、放射性廃棄物の保管・減容化・処理等対策の実証、検査員によるGAPの取組の客観的な点検等を行う。

なお、実態調査・分析等の一部を外部機関へ委託することができる。

d GAPの導入効果の検証

検討会の開催、GAP導入の実証、試験・調査の実施、事業の経過及び検討会の結果をまとめたレポートの作成等を行う。なお、農林水産省は、レポートの内容を事業実施主体の了承を得た上で公表することができるものとする。

イ 取組の実施基準等

(ア) 事業の実施基準

事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。

(イ) 対象地域

福島県

(ウ) 事業実施主体

要綱別表に掲げる事業実施主体のうち、農事組合法人以外の農地所有適格法人は、法人格を有するものであって、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならない。

(エ) 採択要件

a 要領第1の1の(1)のイの成果目標の基準を満たすこと。

b 要綱別表の採択要件の欄の1の(1)の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

(オ) 補助対象経費

補助対象となる経費は、本事業に直接要する旅費、謝金、会場借料、資料作成費、研修会参加費、消耗品費、分析費、分析委託費、借上費、産地点検費、備品費、役務費、賃金、システム導入費等とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

(カ) 交付率

要綱別表の交付率の欄の生産局長等が別に定める交付率は、本事業については定額とする。

ウ 事業の実施手続等

本事業の実施計画は、別紙様式1号により作成するものとする。

(3) 自給飼料生産・調製再編支援

ア 取組の概要

要綱別表のメニューの欄の1の(4)のウの取組については、被災地域における効率的な自給飼料の生産・調製を行うシステムの導入による産地の再生を図ることにより、競争力の強化及び災害に強い飼料供給体制を構築するための取組であり、次に掲げる事項を行うことができるものとする。

(ア) 草地生産性向上緊急対策

平成23年牧草等のモニタリング調査において、新暫定許容値を上回る放射性セシウムが検出され、都道府県等の指導により牧草等への放射性物質の移行低減を図る取組を行った地域（以下「草地除染対象地域」という。）の周辺地域において、草地（飼料畑を含む。）の土壌診断に基づいた施肥管理を行うための反転耕、土壌改良資材の散布、播種等を行う。

(イ) 飼料生産組織の高度化支援

草地除染対象地域及びその周辺地域において、飼料生産を担う生産組織の高度化を図るために必要な飼料生産・調製のための機械等のリース方式による導入を行う。

イ 取組の実施基準等

(ア) 事業の実施基準

- a 事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。
- b 事業の実施にあたっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。
- c 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- d アの（ア）の取組については、東京電力株式会社による賠償の対象となる同様の取組との重複実施がないようにしなければならない。

(イ) 対象地域

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県の16都県。

ただし、アの（ア）の取組については、放射線量低減対策特別緊急事業（環境省除染事業）や東京電力株式会社による賠償の対象となる除染作業（牧草地の除染等の賠償の基本的な考え方の整理について（平成24年5月18日付け24生畜第371号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）別添Ⅰの1における草地において、同Ⅰの2における反転耕、土壌改良資材の散布、播種等を行うことをいう。）を行った、又は行う予定のある草地除染対象地域の周辺地域は除く。

(ウ) 事業実施主体等

- a 農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体及びその他の農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合には、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならない。
- b アの（イ）の取組を実施する者は、飼料を共同で生産する組織、飼料の生産を受託する組織又は完全混合飼料を生産する組織のいずれかとする。

(エ) 採択要件

- a 要領第1の1の（1）イの成果目標の基準を満たすこと。
- b 要綱別表の採択要件の欄の1の（1）の定めにかかわらず、都県知事が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。
- c アの（ア）の取組を実施する場合においては、適用する草地生産性

向上のための技術が公的研究機関等により、効果があることが示され
るとともに、当該技術の効果が発揮できる条件が確保されていること。

- d アの（イ）の取組を実施する場合においては、事業実施主体において以下のいずれかの数値が、平成22年度と比べ事業実施年度後3年以内に増加することが確実であること。ただし、都道府県知事が飼料生産を担う生産組織の高度化を図る観点から特に必要と認める場合を除く。

- （a）飼料生産面積
- （b）飼料生産量
- （c）飼料調製取扱量
- （d）可消化養分総量（TDN）

（オ）補助対象経費

- a アの（ア）の取組を実施する場合においては、本取組に直接要する、反転耕や深耕等の草地更新、土作り、播種に必要な機械・機材レンタル料、機械オペレーター費用、備品費、消耗品費、賃金、土壌分析委託費、作業委託費、土壌改良資材費、肥料代、種子代、旅費、謝金、会場借料、分析費、分析委託費、雑役務費等とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。
- b アの（イ）の取組を実施する場合においては、本取組に直接要する、草地更新、草地除草、飼料播種、飼料刈取り・調製、飼料収穫、飼料格納、飼料積載・運搬、飼料細断・粉碎・混合、家畜ふん尿還元等飼料生産・調製のための機械施設とする。

（カ）リース契約の条件

アの（イ）の取組におけるリース契約の条件については、第2の1の（6）に準ずるものとする。

（キ）リース料助成金の額

アの（イ）の取組におけるリース料助成金の額の計算については、第2の1の（7）に準ずるものとする。

ウ 事業の実施手続等

（ア）本事業の実施計画は、別紙様式1号及びアの（ア）の取組を実施する場合は別添様式第7号により作成することとする。

（イ）アのイの取組を実施する場合においては、以下の手続等により実施するものとする。

- a リース事業計画の作成
第2の1の（2）に準じて行うものとする。
- b リース事業計画の重要な変更
第2の1の（3）に準じて行うものとする。
- c リース事業の実施手続等

第2の1の(8)に準じて行うものとする。

(4) 家畜改良体制再構築支援

ア 取組の概要

要綱別表のメニューの欄の1の(4)のエの取組の概要については、畜産経営の競争力を速やかに回復するために、地域で停滞している家畜の改良体制を再構築するために行う次に掲げる取組とする。

(ア) 高能力種畜（優良な形質を有する繁殖用家畜をいう。以下同じ。）の導入支援

地域の改良基盤の回復を図るため、高能力な種畜を導入し、地域の生産者に貸付けを行うものとする。

(イ) 高能力種畜からの受精卵導入支援

後継の高能力種畜を確保するため、性判別精液等を用いて生産された高能力種畜の受精卵の導入を行うものとする。

(ウ) 高能力種畜からの受精卵生産支援

a 後継の高能力種畜を確保するため、性判別精液等を活用した受精卵の生産を行うものとする。

b 後継の高能力種畜を確保するため、高能力雌牛の借上げによる受精卵の生産を行うものとする。

(エ) 乳用牛改良体制の回復支援

搾乳時間記録タイマーを活用した牛群検定記録の収集に必要な記録機材の導入を行うものとする。

イ 取組の実施基準等

(ア) 事業の実施基準

a 事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。

b 事業の実施にあたっては、県または地域の家畜改良方針に基づいていること。

c 事業の実施にあたっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されていること。

(イ) 対象地域

a 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づき、原子力災害対策本部長が設定した緊急時避難準備区域が解除された地域又は避難指示解除準備区域。

b 飼料が放射性セシウムにより汚染され、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知）の記の1の(2)の①に定める飼料中の暫定許容値

(1 キログラム当たり100ベクレル)を超えたことにより、草地の除染を行っている県又は県が飼料の利用の自粛を求めた地域。ただし、種豚の導入にかかる事業を除く。

(ウ) 事業実施主体

農事組合法人)、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合には、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

(エ) 採択要件

a 第1の1の(1)のアの成果目標の基準を満たすこと。

b 要綱別表の採択要件の欄の1の(1)の定めにかかわらず、県知事が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

(オ) アの(ア)の事業の要件については、それぞれ次に掲げる全ての要件を満たすものあって、かつ、購入費に係る国の補助を受けていないものを対象とする。

a 搾乳用雌牛

一般社団法人家畜改良事業団(昭和46年8月23日に社団法人家畜改良事業団という名称で設立された法人をいう。)が牛群検定加入酪農経営に通知した2014年2月評価以降の牛群改良情報に記載されている雌牛であって、総合指数(NTP)若しくは産乳成分が明らかな雌牛又は両親から遺伝的能力を推定することができる雌牛であること。

b 肉専用繁殖雌牛

(a) 繁殖目的に使用され、かつ、満6か月齢以上の雌牛であること。

(b) 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第32条の2第1項の農林水産大臣の承認を受けた者(以下「登録団体」という。)が行う登録又は登記を受けた肉専用種(黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種をいう。以下同じ。)の雌牛であり、父牛又は母牛の枝肉重量の育種価又は期待育種価が、事業を実施する都道府県又は生産された都道府県のいずれかにおいて、上位2分の1以内であること。
なお、黒毛和種以外の肉専用種にあって、育種価が算出されていない場合は、県が地域の改良に必要と認めるものであること。

(c) 家畜改良増殖目標や県の改良方針を勘案し、県が推奨する雌牛であること。

(カ) アの(イ)の事業の要件については、それぞれ次に掲げる要件を満たすものとする。

a 性判別受精卵

雌牛にあっては(a)又は(b)、雄牛にあっては、(c)又は(d)の要件を満たすこと。

- (a) 総合指数のパーセント順位が上位10%以内になったことがある乳用雌牛から生産されたものであること。
 - (b) (a) に掲げる牛と同等の能力を有すると認められる遺伝的能力評価値が公表されている海外の乳用雌牛から生産されたものであること。
 - (c) 受精卵を生産する際に交配する種雄牛は総合指数上位40位以内の遺伝的能力を有したことがあるものであること。
 - (d) 海外で使用されている種雄牛を用いる場合は、独立行政法人家畜改良センターが公表した国際評価成績を有する種雄牛であって、国内種雄牛の総合指数上位40位以内に相当する能力を有したことがあるものであること。
- b 高能力種畜の受精卵
- (a) 乳用牛の雌牛にあつては i 又は ii、雄牛にあつては iii 又は iv の要件を満たすこと。
 - i 総合指数のパーセント順位が上位10%以内になったことがある乳用雌牛から生産されたものであること。
 - ii i に掲げる牛と同等の能力を有すると認められる遺伝的能力評価値が公表されている海外の乳用雌牛から生産されたものであること。
 - iii 受精卵を生産する際に交配する種雄牛は総合指数上位40位以内の遺伝的能力を有したことがあるものであること。
 - iv 海外で使用されている種雄牛を用いる場合は、独立行政法人家畜改良センターが公表した国際評価成績を有する種雄牛であつて、国内種雄牛の総合指数上位40位以内に相当する能力を有したことがあるものであること。
 - (b) 肉用牛にあつては、次に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - i 登録団体が行う登録を受けた肉専用種であつて、父牛又は母牛の枝肉重量の育種価又は期待育種価が、事業を実施する都道府県又は生産された都道府県のいずれかにおいて、上位 2 分の 1 以内であること。
 - ii 家畜改良増殖目標や県の改良方針を勘案し、県が推奨する受精卵であること。
- c 本事業の対象となる性判別受精卵及び高能力受精卵は、購入年度内に受精卵移植が行われ、受精卵移植証明書が発行されていること。
- (キ) アの (ウ) の事業の要件については、それぞれ次に掲げる要件を満たすこと。
- a 性判別精液
- (a) 総合指数上位40位以内の遺伝的能力を有したことがある種雄牛から生産された性判別精液または海外で使用されている種雄牛のうち

独立行政法人家畜改良センターが公表した国際評価成績を有する種雄牛の総合指数上位40位以内に相当する能力を有したことがあるものから生産された精液であること。

- (b) 本事業の交付対象となる性判別精液は、購入年度内に採卵の用に供され、生産された受精卵に係る受精卵証明書が発行されていること。

なお、移植に利用できる受精卵が生産できなかった場合は、人工授精証明書及び採卵記録等により、その旨確認できる場合に限り対象とすることができる。

b 高能力雌牛の借り上げ

- (a) 乳用牛にあつては、総合指数のパーセント順位が上位10%以内になったことがある乳用雌牛であること。

- (b) 肉用牛にあつては、県又は地域の改良方針に合致したものであり、本牛の枝肉重量の育種価又は期待育種価が上位2分の1以内であること。

- (c) 本事業の交付対象となる高能力雌牛は、借上年度内に採卵の用に供され、生産された受精卵に係る受精卵証明書が発行されていること。

なお、移植に利用できる受精卵が生産できなかった場合は、人工授精証明書及び採卵記録等により、その旨確認できる場合に限り対象とすることができる。

- (ク) アの(エ)の事業の要件については、それぞれ次に掲げるものとする。

牛群検定の負担軽減

- a 震災等の影響により、酪農経営を一時中止した生産者又は牛群検定から脱退した生産者であり、今後、継続して牛群検定を実施する意思のある生産者であること。

- b 搾乳時間記録タイマーの購入費及びその設置経費であること。

(コ) 補助対象経費

補助対象となる経費は、本事業に直接要する高能力種畜の導入費の一部、受精卵導入費、性判別精液導入費、高能力雌牛の借り上げ経費及び搾乳時間記録タイマー導入費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

(サ) 交付率

要綱別表の交付率のただし書きの生産局長等が別に定める交付率は、アの(ア)及び(ウ)のbは定額とし、アの(イ)のa及び(エ)については1/2以内とする。

ただし、定額単価及び上限単価は以下のとおりとする。

a 高能力種畜の導入

- (a) 搾乳用雌牛の購入費 1頭当たり40,000円とする。

- (b) 肉用繁殖雌牛の購入費 1 頭当たり 60,000 円とする。
- b 高能力種畜からの受精卵導入
 - (a) 性判別受精卵の購入費 1 個当たり 130,000 円とする。
 - (b) 高能力受精卵の購入費 1 個当たり 60,000 円とする。
- c 高能力種畜からの受精卵生産
 - (a) 性判別精液の購入費 1 本当たり 9,000 円とする。
 - (b) 供卵牛の借り上げ費 1 頭当たり 75,000 円とする。

ウ 事業の実施手続等

- (ア) 本事業の実施計画は、別紙様式 1 号別添 1 及び別添様式第 8 号により作成するものとする。
- (イ) 本事業の実施状況報告は、別紙様式 2 号及び別添様式第 9 号により作成するものとする。

(5) 落ち葉等有機質資材利用再開支援

ア 取組の概要

要綱別表のメニューの欄の 1 の (4) のオの取組については、落ち葉等の利用自粛を余儀なくされているイの (イ) の対象地域において、農家が自ら生産・施用する有機質土壌改良資材及び腐葉土・剪定枝堆肥(以下「有機質土壌改良資材等」という。)の利用再開を目的として「農家が自ら生産・施用する有機質土壌改良資材及び腐葉土・剪定枝堆肥の取扱いについて」(平成25年 9 月 9 日付け25生産第1855号農林水産省生産局農産部農業環境対策課長通知。以下「利用再開通知」という。)に基づく取組として、次に掲げるものとする。

(ア) 指導の実施

都県は、有機質土壌改良資材等の利用再開に関して、関係機関及び農家に対する指導、調整を実施する。

(イ) 検討会の開催

事業実施主体は、都県又は市町村及び生産者団体等から構成される検討会を開催して、安全な有機質土壌改良資材等の利用再開方法や有機質土壌改良資材等が暫定許容値 (400 Bq/kg) を超えた場合の処分方法を検討し、利用再開通知に規定する「有機質土壌改良資材等の利用管理計画書」を作成するとともに、都県の指導に基づき、利用再開を図る農家の指導を行う。

(ウ) 予備調査の実施

事業実施主体は、原料となる落ち葉等の放射性セシウム濃度の状況を確認するための予備的な調査を実施する。

(エ) 放射性物質の降下の影響を受けた落ち葉等の除去

事業実施主体は、安全な有機質土壌改良資材等を生産するため、本取組によって生産される有機質土壌改良資材等の原料採取場所について、

農家が原料等を採取する前に、放射性物質の降下の影響を受けた可能性がある落ち葉や枝等を除去し、原料採取場所内の1カ所又は数カ所に集積する。

(オ) 生産物検査の実施

事業実施主体は、本取組によって生産された有機質土壌改良資材等の放射性セシウム濃度が暫定許容値以下であることを確認するための検査を実施する。

(カ) 処分

事業実施主体は、本取組によって生産された有機質土壌改良資材等が暫定許容値を超えた場合は、「有機質土壌改良資材等の利用管理計画書」に基づき、当該有機質土壌改良資材等の処分を行う。

イ 取組の実施基準等

(ア) 事業の実施基準

- a 事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。
- b 事業の実施にあたっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。
- c 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- d 安全な有機質土壌改良資材等を生産し、処分を要する有機質土壌改良資材等の発生を抑制するため、予備調査を実施し、原料となる落ち葉等の放射性セシウム濃度が400 Bq/kg（腐葉土原料の場合は200 Bq/kg）を超えていないことを確認すること。
- e アの（エ）の放射性物質の降下の影響を受けた落ち葉等の除去については、除染を目的としたものは本事業の対象外とする。このため、事業対象範囲は、事業実施年度に事業対象農家が原料等を採取する範囲とし、除去した落ち葉等の採取場所からの搬出や処分は本事業の対象外とする。
- f アの（カ）の処分については、アの（オ）の生産物検査を実施した年度内に実施するものとする。

(イ) 対象地域

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の17都県とする。

(ウ) 事業実施主体

- a 要綱別表の事業実施主体の欄の4の生産局長等が別に定める協議会とは、地方公共団体を構成員に含む協議会であって、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。
- b アの（ア）の取組の事業実施主体は、要綱別表の事業実施主体欄の

1の(1)の者のみとする。

(エ) 採択要件

要綱第1の1の(1)のイの成果目標の基準を満たすこと。

(オ) 補助対象経費

本事業の対象となる経費は本事業に直接要する以下の経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

a アの(ア)の取組については、関係機関及び農家に対する指導・調整に要する旅費、資料印刷費、消耗品費、通信運搬費とする。

b アの(イ)の取組については、検討会の開催、関係機関との調整及び農家指導に要する旅費、謝金、会場借料、資料印刷費、消耗品費、通信運搬費とする。

c アの(ウ)及び(オ)の取組については、放射性セシウム分析用サンプル採取及び放射性セシウム測定に要する旅費、賃金、分析費、委託費、消耗品費、通信運搬費とする。

d アの(エ)の取組については、放射性物質の降下の影響を受けた落ち葉等の除去に要する賃金、収集用機械の借上費、消耗品費、通信運搬費、委託費とする。

e アの(カ)の取組については、生産物検査の結果、放射性セシウム濃度が400 Bq/kgを超えた有機質土壌改良資材等の処理に要する廃棄物処理費用、一時保管場所の借上費、消耗品費、通信運搬費とする。

(カ) 交付率

要綱別表の交付率の欄の生産局長等が別に定める交付率は、本事業については定額とする。

ウ 事業の実施手続等

(ア) 本事業の実施計画は、別添様式第10号により作成するものとする。

(イ) 本事業の実施状況報告書は、別紙様式第2号別添1により作成するものとする。

(6) 公共牧場再生利用推進

ア 取組の概要

要綱別表のメニューの欄の1の(4)のカの取組については、急傾斜地等に立地し、反転耕や深耕による通常の放射性物質の吸収抑制方法が困難な公共牧場の牧草又は飼料作物の栽培地（以下「牧草地」という。）のうち、東日本大震災前と同水準の牧草地利用の再開が望まれる牧草地において、効率的・効果的な安全性確保のための放射性物質の吸収抑制方法の検討やその効果のモデル実証を行うための取組であり、次に掲げる事項を行うことができるものとする。

(ア) 公共牧場再生利用モデル実証

平成27年度以降も都道府県等の指導により、牧草地利用の自粛が行われる公共牧場の牧草地であって、反転耕や深耕による放射性物質の吸収抑制方法が困難な場合等において、次に掲げる取組を実施することにより、牧草地の利用再開を促進させるものとする。

- a 無線トラクター等を用いた急傾斜牧草地における放射性物質の吸収抑制の取組
- b 石れき粉碎・除去機械等を用いた石れきの多い牧草地における放射性物質の吸収抑制の取組
- c 岩石を除去する機械等を用いた岩石を除去する必要がある牧草地における放射性物質の吸収抑制の取組
- d 表土剥取りや放射性物質の牧草、飼料作物（以下「牧草」という。）への移行を低減する効果が見込まれる資材の施用等による表土の薄い牧草地における放射性物質の吸収抑制の取組
- e 上記 a から d を組み合わせた牧草地における放射性物質の吸収抑制の取組
- f 上記 a から e の放射性物質の吸収抑制方法のモデル実証の効果等を分析検証

（イ）公共牧場再生利用推進

平成28年度以降も都道府県等の指導により、牧草地利用の自粛が行われる公共牧場の牧草地において、反転耕や深耕による放射性物質の吸収抑制方法が困難な場合等において、適当な方法を検討するための会議、実演会等の取組を実施することにより、牧草地の放射性物質の吸収抑制方法を確立させるものとする。

イ 取組の実施基準等

（ア）事業の実施基準

- a 事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。
- b 事業の実施にあたっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。
- c 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- d アの（イ）の取組を実施する事業実施主体が、当該取組によって適当な放射性物質の吸収抑制方法が明らかになった場合に限り、同年度又は翌年度以降にアの（ア）の取組を実施することができるものとする。
- e アの（ア）の取組において、放射性物質の牧草への移行を低減する効果が見込まれる資材の施用を実施する場合は、資材の種類、使用量及び使用方法について、都道府県の指導指針に準ずるものとする。

また、アの（イ）の取組において、放射性物質の牧草への移行を低

減する効果が見込まれる資材の施用を実施する場合は、試験的に適用する資材の種類、使用量及び使用方法については、公的研究機関等からの指導の下に実施するものとする。

なお、アの（ア）の取組においては、前年度に資材の施用の取組を実施した場合であっても、牧草地の交換性カリ濃度が十分上昇しない等のおそれがある場合においては、資材の施用の取組を対象とすることができるものとする。

- f 東京電力株式会社による賠償の対象となる同様の取組との重複実施がないようにしなければならない。

（イ）事業実施主体等

- a 農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体及びその他の農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合には、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならない。
- b 事業実施主体は、公共牧場を所有又は管理運営するものとする。
- c 公共牧場とは、地域の畜産振興を目的として、乳用牛及び肉用牛の集団的育成若しくは繁殖又は飼料としての乾草生産等を行う牧場であって、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業（畜産）公社、牧野組合等の団体が、牧場の管理運営に関する規程を定めて管理運営をしている牧場のことをいう。
- d アの（イ）の取組を実施する者は、農業者が所有する牧草地において放射性物質の吸収抑制を実証することにより、公共牧場の再生利用が効率的・効果的に推進されると都道府県知事が判断した場合は、同農業者等へ放射性物質の吸収抑制作業等を委託することを可能とする。

（ウ）採択要件

- a 要領第1の1の（1）のイの成果目標の基準を満たすこと。ただし、前年度から継続して放射性物質の牧草への移行を低減する効果が見込まれる資材の施用の取組を実施する場合は、要領第1の1の（1）のウの成果目標の基準を満たすこと。
- b 福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質により汚染された牧草地であること（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づき指定された除染特別地域又は汚染状況重点調査地域にある牧草地については、放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト未満であることとする。ただし、既に放射性物質汚染対処特措法等に基づいた除染等を行った牧草地、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染実施計画に位置づけられたが、当面の間同

計画による除染を行うことが困難と市町村が判断した牧草地及び同計画に位置づけられていない牧草地はこの限りではない。)

- c 生産される牧草が放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて（平成24年2月3日付け農林水産省消費・安全局長、生産局長、水産庁長官連名通知）に基づく暫定許容値1キログラム当たり100 Bq/kgを超えた又は超える恐れがあると都道府県知事が認めるものであり、かつ本対策を行うことにより、次期作において、牧草中の放射性セシウムに係る基準値等を超過しないと見込まれること。
- d 適用する吸収抑制技術が公的研究機関等により、吸収抑制効果があることが示されるとともに、当該技術の効果が発揮できる条件が確保されていること。特に、放射性物質の牧草への移行を低減する効果が見込まれる資材の施用の取組については、あらかじめ土壌診断等により、対象とする牧草地における土壌中の交換性カリ濃度が県の基準等と比べて低くなっていることが示されている場合に限る。
- e 公共牧場ごとの牧草地において、放射性物質の吸収抑制の取組を実施する前及び実施後生産される牧草の放射性セシウムの濃度をそれぞれ測定することにより、当該年度における事業効果を検証することを必須とする。なお、取組実施前の牧草の放射性セシウムの濃度の測定は、都道府県の指導等により当該公共牧場を含む地域単位等で測定している場合はこれを適用することができるものとする。

また、上記事業効果の調査及び当該市町村等におけるモニタリング調査等で、当該年度の牧草から放射性セシウムが検出されなかった場合、特段の理由がある場合を除き、翌年度から、当該事業実施主体の当該事業対象牧草については、本対策の対象から除外するものとする。

(エ) 補助対象経費

- a 本取組に直接要する、機械・機材レンタル料、機械保管庫レンタル料、機械オペレーター費用、機械燃料代、土質分析委託費、土質分析委託費、吸収抑制資材購入費（肥料代、土壌改良資材）、種子代、作業委託費、備品費、消耗品費、賃金、旅費、謝金、会場借料、資料印刷費、放射性物質分析委託費、雑役務費等とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。
- b 放射性物質の牧草への移行を低減する効果が見込まれる資材の施用等による放射性物質の吸収抑制の取組を実施する場合の資材購入費は、加里質肥料等吸収抑制の効果が見込まれる肥料や土壌改良資材に限るものとする。

(オ) 交付率

要綱別表の交付率の欄の生産局長等が別に定める交付率は、本事業については定額とし、交付額は次に掲げるとおりとする。

- a アの（ア）及び（イ）それぞれの取組ごとの助成単価の上限は、10アール当たり16万8千円とし、助成額は助成上限単価に本事業を実施する牧草地等の面積を乗じたものと、実際に要した経費のいずれか低いものとする。
- b なお、地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由がある場合は、都道府県知事は、地方農政局長等に協議の上、必要最低限の範囲でaに掲げる上限単価を超えて助成が可能とする。

ウ 事業の実施手続等

- （ア）本事業の実施計画は、別紙様式1号及び別添様式第11号により作成するものとする。
- （イ）本事業の実施状況報告書は、別紙様式第2号別添1により作成するものとする。なお、放射性物質の分析を行った場合は、その結果について分かる資料を添付すること。

第3 整備事業（要綱別表のメニュー欄の2の（5）のイ及び（6）を除く。）
要綱別表のメニューの欄の2の（1）から（5）のアまでの整備事業については、以下により実施するものとする。

1 取組の概要

本事業の取組は、以下に掲げるものとする。

- （1）東日本大震災で被災した農業用施設等の機能の復旧及びこれに伴う共同利用施設の整備等
- （2）汚染稲わら等給与県における牛肉の放射性物質検査の実施体制の強化及びこれに伴う畜産物共同利用施設の整備、自給飼料の生産・調製の再編に伴う共同利用施設の整備
- （3）放射性物質の影響による生産力・販売力の低下からの回復に資する施設の機能高度化対策及び再編整備対策（特定被災地方公共団体又は特定被災区域における農業の復旧・復興に資する取組であって、避難区域等（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第20条第2項に基づく指示により設定された平成26年4月1日における避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域等のことをいう。）及び旧避難区域等（原災法第20条第2項に基づく指示により解除された区域並びに原災法第20条第3項に基づく指示により設定及び解除された区域等をいう。）における円滑な営農再開の推進に資するものに限る。）

2 取組の実施基準等

（1）事業の実施基準

ア 事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。

イ 事業の実施にあつては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

ウ 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

エ 整備事業を実施した事業実施主体は、別記第1の5にかかわらず、以下の施設等については、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農業者から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。

（ア）要綱別表のメニューの欄の2の整備事業の（1）

（イ）要綱別表のメニューの欄の2の整備事業の（2）のうち飼料増産に係

るもの

(ウ) 要綱別表のメニューの欄の2の整備事業の(3)

(エ) 要綱別表のメニューの欄の2の整備事業の(4)のうち畜産生産基盤育成強化及び飼料増産に係るもの

(オ) 要綱別表のメニューの欄の2の整備事業の(5)のア

オ 共同利用施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、実施計画の審査等においても留意するものとする。

カ 事業参加者が、事業開始後にやむを得ず5戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、5戸以上となるように努めるものとする。

キ 都道府県知事は、要綱第6の2による点検及び第7の2による点検評価を実施した結果、整備事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合((ア)又は(イ)に掲げる場合等)にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別記様式2号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

(ア) 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

(イ) 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

ク 整備事業で実施する共同利用施設の整備は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

また、東日本大震災により被災した共同利用施設の補修及び修繕(附帯施設のための補修及び修繕を含む。)を実施できるものとする。これらの場合、耐震補強工事を併せて行うことができるものとする。

また、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」(平成23年7月26日閣議決定)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

ケ 共同利用施設の整備のための計画策定における能力及び規模は、アンケ

ート調査等により、農業者の共同利用施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

コ 共同利用施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア) 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

(イ) 必要に応じ、共同利用施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

サ 共同利用施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、要綱及び本要領に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。

また、施設の機能回復に伴う、被災した施設の撤去（施設の一部を撤去する場合も含む。）に係る費用を交付対象とする。

なお、共同利用施設の整備にあたり、必要な場合は、建設用地の造成費についても交付対象とする。

シ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として共同利用施設を整備する場合については、次によるものとする。

(ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

(イ) 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）及び土地改良区に限るものとする。

(ウ) 当該施設の受益戸数は、原則として、5戸以上とする。

(エ) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費 - 交付金） / 当該施設の耐用年数 + 年間管理費」により算出される額以内であることとする。

(オ) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ス 果樹について、当該都道府県において、対象品目に係る果樹収穫共済の引き受けが行われている場合にあっては、受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入率が当該都道府県平均以上であること又は当該都道府県平均以上となることが確実と見込まれること。

また、野菜、果樹又は花きについて、共済引受対象となる生産技術高度化施設を整備する場合にあっては、園芸施設共済への加入が確実と見込まれること。

セ うんしゅうみかん及びりんごを対象とする場合については、果実等生産出荷安定対策実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知）第2の1に基づき、需給調整の適切な推進のため、生産出荷目標の配分を受けている地域において優先的に実施するよう配慮するものとする。

ソ 海外に向けた販路拡大に係る整備事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行い、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれること。

また、高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設整備を実施する場合にあっては、輸出に係る施設を輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であると見込まれること。

タ 小規模公害防除を目的とした土壌土層改良については、次のいずれかに該当する地域において実施できるものとする。

（ア）農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。）第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域（農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域であって、当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。）であって、農用地土壌汚染防止法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画を策定しているもの

（イ）「カドミウムによる環境汚染暫定対策要領」（昭和44年9月11日付け環公第9098号厚生省環境衛生局長通知）3-3-2に掲げる地域であって、農用地土壌汚染防止法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画に準じた計画を策定している地域

（ウ）公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）別表第2に掲げる地域であって、農用地土壌汚染防止法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画に準じた計画を策定している地域

チ 飼料生産に係る取組を実施する場合には、事業実施地域において、飼料増産に係る推進計画が作成されているか、又は作成されることが見込まれる市町村の区域内若しくは都道府県知事が適当と認める市町村の区域内であることとする。

ツ 耕種作物を対象とした整備事業を実施する事業実施主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることなどにより、農業生産工程管理の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業等の事業実施主体あたりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法でもよいこととする。

（注）農業生産工程管理とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことをいう。

テ 稲、麦、大豆等の共同利用施設の整備にあたっては、本要領によるものとするが、本事業の実施計画は、別紙様式 6 号及び別紙様式 7 号により作成するものとする。

(2) 事業実施主体

ア 農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合には、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

イ 要綱別表の事業実施主体の欄の 1 の (12) の「生産局長等が別に定める消費者団体」とは、消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体で、消費者のための活動を恒常的に行っている民間団体（企業・業界団体は除く。）であって、次の要件をすべて満たす団体とする。

（ア）名称、事務所、会員、役員の構成、事業運営、会計年度等について規定された規約等により適正な運営が行われていること。

（イ）営利を目的としないものであること。

（ウ）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものでないこと。

（エ）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。

（オ）特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にあるものを又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

（カ）構成人数が原則として20人以上の団体であること。

ウ 要綱別表の事業実施主体の欄の 1 の (12) の「生産局長等が別に定める市場関係者」とは、次に掲げるものとする。

（ア）中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって、地方公共団体又は第3セクターによって構成されているもの。

（イ）卸売業者、仲卸業者、売買参加者、農業者団体で構成する団体又は協議会（会則等の定めがあるものに限る。）であって、営利を目的としないもの。

エ 要綱別表の事業実施主体の欄の 1 の (15) の民間事業者は、次の要件を満たすものとする。

地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）由来の肥料を生産し、又は、生産しようとするもので、地区内の農業者に供給している、又は供給することが確実であること。

オ 要綱別表の事業実施主体の欄の 1 の (16) の特認団体は、次のとおりとする。

（ア）農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の

合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

(イ) その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

(3) 交付率

要綱別表の交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める率は、農用地土壌汚染防止法第3条第1項の規定の基づき指定された農用地土壌汚染対策地域（農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域であって、当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。）であって、同法第5条に基づく農用地土壌汚染対策計画を策定しているものにおいて、小規模公害防除の取組を実施する場合とし、交付率を事業費の20分の11以内とするものとする。

(4) 園芸用施設に係る補助対象経費

農業共済への加入が基本である園芸用施設については、受益農家及び事業参加者の農業共済への加入状況にかかわらず、該当補助対象経費は、次の算式により計算するものとする。

補助対象経費 = 園芸施設及び附帯施設の整備費用 - 共済金相当額

上記算式の共済金相当額については、園芸用施設及び附帯施設それぞれについて、次式により計算し、千円未満を切り捨てた額の合計とする。

(ア) 園芸用施設

共済金相当額 = 被害を受けた園芸用施設の標準価格
× 被害を受けた園芸用施設の設置面積
× 被害を受けた園芸用施設の時価現有率（下表）
× 付保割合（0.8）

なお、被害を受けた園芸用施設の標準価格は、ガラスハウスにあっては18,655円/m²、プラスチックハウス（ 類 ）にあっては7,702円/m²、その他のハウスにあっては1,800円/m²とする。

ただし、新たに整備する園芸用施設の設置面積が、営農体系の見直し等により被害を受けた園芸用施設の設置面積を下回る場合にあっては、被害を受けた園芸用施設の設置面積を当該新たに整備する園芸用施設の設置面積に読み替えて算出するものとする。

(イ) 附帯施設

共済金相当額 = 被害を受けた附帯施設の再取得価額
× 被害を受けた附帯施設の時価現有率（下表）
× 付保割合（0.8）

特定園芸施設及び附帯施設の時価現有率表

経過年数	ガラスハウス プラスチックハウス (・ 類)	左記以外のハ ウス 附帯施設
1 年未満	100%	100%
1 年以上 2 年未満	95	84
2 " 3 "	90	68
3 " 4 "	85	52
4 " 5 "	80	36
5 " 6 "	75	20
6 " 7 "	70	以下同じ
7 " 8 "	65	
8 " 9 "	60	
9 " 10 "	55	
10 " 11 "	50	
11 " 12 "	44	
12 " 13 "	38	
13 " 14 "	32	
14 " 15 "	26	
15 年以上	20	

ただし、新たに設置する附帯施設の規模が、営農体系の見直し等により被害を受けた附帯施設の規模を下回る場合にあっては、被害を受けた附帯施設の再取得価額を当該新たに整備する附帯設備の取得価額に読み替えて算出するものとする。

(5) 採択要件

ア 実施要領第 1 の 1 の (1) の成果目標の基準を満たすこと。

イ 要綱別表の採択要件の欄の 1 の (1) の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、3 戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

ただし、事業実施主体が農業者等の組織する団体である場合において、次のいずれかの要件を満たす場合にあっては、3 戸未満であっても事業実施主体として認めることができる。この場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画に別記様式 1 号の事業実施主体要件適合確約書（特定農業法人用又は農地所有適格法人用）を添付するものとする。

(ア) 事業の実施計画策定時に、特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であって、次の要件を全て満たすものであること。

なお、c 及び d の目標年は、事業実施年度からおおむね 3 年後とする。

a 本事業終了後 5 年間引き続き特定農業法人であるか、基盤強化法第 23 条第 4 項の農用地の利用の集積を行うこと。

b 特定農用地利用規程（基盤強化法第 23 条第 7 項に規定する特定農用地利用規程をいう。以下同じ。）の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

c 特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

d 当該法人の行う農業に常時従事する者を 3 人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（イ）事業の実施計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 22 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）であって、次の要件を全て満たすものであること。

なお、b 及び c の目標年は、事業実施年度からおおむね 3 年後とする。

a 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。

b 当該法人の受益区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

c 当該法人の行う農業に常時従事する者を 3 人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

ウ 実施要綱別表の採択要件の欄の 1 の（４）の生産局長等が定める場合とは、小規模公害防除を実施する場合とする。

ただし、（６）の耕種作物小規模土地基盤整備のうち土壌土層改良のなお書きにより土壌土層改良（の第 3 の 2 の（１）のタの地域において実施するものに限る。）と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認められ、同地域の区域外で実施するほ場整備（区画整理及びこれに附帯する事業をいう。）及びかんがい用排水施設の新設又は改修については、費用対効果の算定を行うものとする。

エ 要綱別表の採択要件の欄の 1 の（５）に定める総事業費に満たない場合にあっては、要領第 1 の 3 に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあっては、当該事業を実施できるものとする。

(6) 共同利用施設等の基準

要綱別表のメニューの欄の2の耕種作物小規模土地基盤整備、飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、耕種作物共同利用施設整備、畜産物共同利用施設整備及び自給飼料生産・調製再編施設整備については、次のとおりとする。

共同利用施設等	補助対象基準
耕種作物小規模土地基盤整備	・市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。 ・受益面積は、原則として1ヘクタール以上、5ヘクタール未満とする。 ただし、果樹及び茶の取組のうち、土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（平成19年8月1日付け19企第101号農林水産省大臣官房長通知）別表の1の（1）の基盤整備）において、助成対象とならない優良品種系統等への改植・高接及びこれと一体的に行う園地改良にあつては、上記に定める事業規模以上についても実施できるものとする。 ・地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認める場合には、直営施工を推進するものとする。 ・用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」（昭和38年3月23日付け農地第251号（設）農林省農地局長通知）を準用するものとする。 ・水田農業構造改革対策実施要綱に基づく水田農業構造改革対策の円滑な推進を図るため、極力、通年施行方式（水田農業構造改革対策実施要綱別紙1の第5の1の（3）の土地改良通年施行をいう。）により行うものとする。 ・耕作道等を整備する場合にあつては、全幅員が、耕作道にあつては、おおむね2メートル以上、支線道路にあつては、おおむね3メートル以上のものとする。 なお、かんきつ産地を対象とする場合にあつては、「かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について」（平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農林水産省農蚕園芸局長通知）に準ずるものとする。
ほ場整備	
園地改良	・茶を対象とする場合、作業の機械化による省力化及び低コスト化を前提とし、既存園の整理に伴う処理、うね向き変更等をいうものとする。
優良品種系統等への改植・高接	・果樹を対象とする場合、優良品種系統等への改植又は高接の農業経営上の得失を踏まえ、当該地域の品種構成、対象となる園地の樹齢及び樹勢等を勘案し、長期的にみてどちらの手法がより効果的であるかを十分検討の上、次に掲げる（a）から（f）までに定めるところにより実施できるものとする。

- (a) 優良品種系統等への改植・高接の実施に当たっては、傾斜地に立地することが多い果樹産地の実情にかんがみ、労働生産性の向上による中長期的な産地の維持及び発展を図る観点から、園地改良との一体的な実施や、耕作道等について、特に留意するものとする。
- (b) 交付対象とする「優良品種系統等」は、「果樹農業振興基本方針」(平成22年7月12日公表)及びその関連通知並びに都道府県が定める計画又は果樹産地構造改革計画に即したものとする。
- なお、当該地域の自然的条件並びに極早生みかん対策に係る計画の策定及びその取組状況等から、高品質果実生産が確実に行われると認められる場合を除き、「優良品種系統等」には極早生みかん系統を含まないものとする。
- (c) 優良品種系統等であっても、原則として、転換元と同じ品種系統等への転換は対象としないものとする。ただし、おい化栽培等客観的なデータに基づき大幅な生産性向上に資すると都道府県知事が認める技術を新たに導入する場合にあっては、この限りではない。
- (d) 園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とするものとする。
- (e) 交付対象とする事業は、防除、選果、出荷等の作業又は販売が、受益農業者によって共同で行われるものに限るものとする。
- (f) 事業実施主体は、優良品種系統等への改植・高接の対象となった園地の管理状況の把握に努め、受益農業者又はその後継者等により、継続的な営農及び適正な管理が行われるよう、継続的に指導を実施するものとする。
- ・茶の場合にあっては、茶の需要動向を踏まえ、より付加価値の高い、特色ある品種の導入を図ることを基本とし、当該産地の品種構成についても十分に検討の上、次に掲げる(a)から(c)までに定めるところにより実施できるものとする。
- (a) 事業の実施に当たっては、園地改良と一体的に実施する場合、病虫害の伝染源となる恐れがあると認められる場合その他の特に必要が認められる場合に限るものとする。
- (b) 交付の対象とする「優良品種系統等」とは、農林水産省登録品種、都道府県育成品種等とする。なお、優良品種系統等であっても、転換元と同じ品種への改植については、原則として交付対象外とするものとする。
- ただし、摘採作業の効率性の大幅な向上に資する機械化又は共同化等により、品種の分散によることなく、茶園管理の十分な生産性が確保されると都道府県知事が認める場合にあっては、この限りではない。
- (c) 園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とする。
- ・桑の場合にあっては、園地改良等と一体的に実施する場合、病虫害の伝染源となるおそれがあると認められる場合、品種構成の適正化を推進する場合及びその他の特に必要が認められるものに限るものとする。

暗きょ施工	
土壌土層改良	・浅層排水、心土破碎、石れき除去、客土、心土肥培、混層耕等を実施できるものとする。水稻のカドミウムの吸収抑制のための土壌改良資材の散布については事業対象としない。 なお、土壌土層改良と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認められるほ場整備（区画整理及びこれに付帯する事業をいう。）及び暗きょ施工を実施できるものとする。 また、土壌土層改良のうち、土地改良事業において、助成対象とならない石れき除去、地域水田農業ビジョンに基づき施策を実施する場合以外の浅層排水及び心土肥培にあつては、5ヘクタール以上の事業規模についても実施できるものとする。 ・小規模公害防除については、受益面積が10ヘクタール未満とするものとし、土壌土層改良に加え、次に掲げる事業も実施できるものとする。 （a）ため池、頭首工、揚水機、水路、集水きょその他水源を転換するための施設の新設又は改修 （b）かんがい用排水施設の新設又は改修 （c）農用地間の地目変換のための事業 なお、複数年で事業実施する場合にあつては、単年度において測量試験又は換地のみを実施できるものとする。
飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備	
飼料作物作付条件整備	
耕作道整備	
雑用水施設整備	
飼料生産ほ場整備	
牧草地及び飼料畑等造成整備	・牧草地の整備については、当該牧草地が造成は種後5年以上経過しているものを対象とするものとする。
排水施設等整備	
隔障物整備	
放牧利用条件整備	

耕作・放牧道整備	
雑用水施設整備	
隔障物整備	
放牧地・放牧林地の整備	
放牧拡大整備	・集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示等に必要な利用条件整備等
野草地整備	・野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備
未利用地活用放牧拡大整備	・未利用地を蹄耕法等による不耕起で放牧地等として活用する整備等 ・なお、要綱別表の交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める場合及び額は次に掲げる（a）から（c）までのとおりとする。 （a）傾斜地等活用整備（傾斜地等を蹄耕法等により草地に造成する。） ただし、当該整備にあつては、造成・整備面積10アール当たり、70,000円を上限として交付できる。 （b）野草放牧地整備（未利用野草地等を活用した野草放牧地の整備を行う。） ただし、当該整備にあつては、造成・整備面積10アール当たり、10,000円を上限として交付できる。 （c）耕作放棄地活用整備（耕作放棄地等を刈払機等により放牧地に整備する。） ただし、当該整備にあつては、造成・整備面積10アール当たり、50,000円を上限として交付できる。
公共牧場運営基盤整備	・公共牧場の効率的及び広域的利用、公共牧場間の業務分担等による再編成整備を推進するためのものとする。 ・要綱別表の事業実施主体の欄の1の（1）のただし書きの生産局長等が別に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備は当該施設とする。
耕作・放牧道整備	
雑用水施設整備	
隔障物整備	
放牧地・放牧林地の整備	

放牧拡大整備	・集約放牧の技術を導入するモデル経営の実証展示に必要な利用条件整備等とする。
野草地整備	・野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備とする。
公共牧場の効率的利用及び再編整備に必要な施設	
水田飼料作物作付条件整備	
排水対策	
土壌改良・診断	
ほ場区画拡大	
高収量草種・品種の導入	
障害物除去	
耕種作物共同利用施設	・野菜の取組を対象として、消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 （a）事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。 （b）事業の実施に向けて、事業実施主体の体制・規模が整備されていること。 ・次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。 ①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ごみ機、⑩自動毛羽取機
共同育苗施設	
床土及び種もみ処理施設	
播種プラント	

出芽施設	
接ぎ木装置	
幼苗活着促進装置	
緑化及び硬化温室	
稚蚕共同飼育施設	・飼育能力は、おおむね400箱以上とする。 ・清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕共同飼育施設に限るものとする。
特定蚕品種供給施設	
附帯施設	
乾燥調製施設	・土地利用型作物、主要農作物種子及び地域特産物に係る施設とする。 ・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施設	・土地利用型作物及び主要農作物種子に係る施設とする。 ・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。 ・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。

荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
農産物処理加工施設	・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。 ・建物を新設する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。 また、原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続きを図るものとするが、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。 ・地球温暖化対策の取組においては、ナタネ等油糧作物の種子から搾油し、食用油を販売するまでに必要な施設及び搾油に伴い発生する油かす等の副産物を販売するまでに必要な施設に限り整備するものとする。
加工施設	・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。 ・加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、

	荒茶加工機（荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。）、仕上茶加工機（仕上茶加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。）、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいう。
直売施設	・主に事業実施地区内で生産された農林水産物又は農林水産物加工品（以下「農林水産物等」という。）の販売に必要な施設をいうものとする。 ・消費者の動向等に対応して、実施要領第1の2の（2）の規定にかかわらず、事業実施主体が所在する都道府県内の運営上効率的な拠点に設置することとする。（当該施設と併せて加工施設、交流施設又は地域食材供給施設を整備する場合、これらの施設も同様の取扱いとする）。 ・当該施設における農林水産物等の全取扱量又は全取扱額に占める、事業実施地区内で生産された農畜産物又は農畜産物加工品（以下「農畜産物等」という。）の割合が3分の2以上であることとする。 なお、事業実施地区外の直売施設と連携して直接納入している農畜産物等についても、事業実施地区内で生産された農畜産物等の取扱量又は取扱額に含めることができることとする。 ・農林水産物自動販売機を整備できるものとする。 ・整備に当たっては、事業実施地区の事情を踏まえながら、年間を通じて有効活用が図られるよう努めるものとする。 ・附帯施設として、駐車場整備、側溝整備及び防犯灯整備を行うことができるものとする。
交流施設	・主に事業実施地区内で生産された農林水産物等を利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な施設をいうものとする。 ・当該施設を整備する場合は、直売施設の付属施設として直売施設と一体的に整備するものとする。 ・整備に当たっては、事業実施地区の事情を踏まえながら、年間を通じて有効活用が図られるよう努めるものとする。 ・附帯施設として、駐車場整備、側溝整備及び防犯灯整備を行うことができるものとする。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	

搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。 ・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。
集出荷施設	・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあっては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。
予冷施設	
貯蔵施設	・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。
選別、調製及び包装施設	・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。

品質向上物流合理化施設	・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とする。なお、整備に当たっては、受益地区内の共同乾燥調製施設（新設のもの及び増設又は増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、最も効率的なばら出荷方式を採用するものとする。 ・広域的な出荷体制を構築するため、品質向上物流合理化施設と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。
穀類広域流通拠点施設	・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、（a）品質向上物流合理化施設、（b）集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）、（c）精米施設とする。 ・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。 ・精米施設を整備する場合には、農業協同組合連合会等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定めるすべての要件を満たすものとする。 なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複数の農業協同組合が100%出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。 （a）当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。 （b）加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。 （c）事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。 （d）当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。
農産物取引斡旋施設	・茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、以下のとおりとする。 （a）この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 （b）原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を経由して流通することが確実と見込まれる場合に限るものとする。 i 茶……………1,000ヘクタール ii こんにゃく……………600ヘクタール

青果物流通拠点施設	・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配のすべて又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。
残さ等処理施設	
附帯施設	
地域食材供給施設	・主に事業実施地区内の農林水産物等を使用した料理を提供する施設をいう。 - なお、施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。 ・消費者の動向等に対応して、実施要領第1の2の(2)の規定にかかわらず、事業実施主体が所在する都道府県内の運営上効率的な拠点に設置することとする。(当該施設と併せて加工施設を整備する場合、これらの施設も同様の取扱いとする)。 ・当該施設における農林水産物等の全取扱量又は全取扱額に占める、事業実施地区内で生産された農畜産物等の割合が3分の2以上であることとする。 - なお、事業実施地区外の直売施設と連携して直接納入している農畜産物等についても、事業実施地区内で生産された農畜産物等の取扱量又は取扱額に含めることができることとする。 ・附帯施設として、駐車場整備、側溝整備及び防犯灯整備を行うことができるものとする。
産地管理施設	産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。
分析診断施設	・土壌診断、水質分析、作物生育診断、病虫害診断、品質分析(食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。)、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。 - なお、この場合にあつては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。 - また、農産物の品質を分析する機器として色彩選別機等を穀類乾燥

	調製貯蔵施設等に整備する場合には、設置する機器から得られた情報を基に産地全体の防除技術の向上を図る等、産地の栽培管理体制が整備されることが確実な場合に限るものとする。
附帯施設	
用土等供給施設	・共同育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うのに必要な施設とする。
用土供給施設	・共同育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。
土壌機能増進資材製造施設	・土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。
附帯施設	
農作物被害防止施設	・農業生産における被害（鳥獣害を除く。）を軽減するために必要な施設とする。 ・事業を実施することによる効果が高く、かつ、共同利用効率の優れた地区について認めることとし、1団地の受益面積は、おおむね2ヘクタール以上（中山間地域等を事業実施地区とする場合並びに野菜、果樹、茶及び花きを事業対象とする場合にあっては、おおむね1ヘクタール以上）とする。 ただし、防風施設のうちネット式鋼管施設（鋼管を主たる構造部材として構築した立体形状骨格に被害防止ネットを被覆した施設をいう。以下同じ。）についてはこの限りでないものとする。 なお、この場合、共同利用を確保するための措置として、以下の内容をすべて実施することとする。 そのうち（a）から（c）までを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、（a）については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、（b）については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、（c）については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。 （a）栽培管理作業の共同化 育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。 （b）資材の共同購入 肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。 （c）共同出荷 出荷に際しては、共同で行うこととする。 （d）所有の明確化 当該施設は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。 （e）管理運営

	当該施設が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。
防霜施設	・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。 また、団地内の受益地については、原則として隣接する園地であることを条件とする。ただし、受益地が道路等により分断され、隣接しない園地であっても、以下のいずれかの要件を満たし、かつ、試験研究機関、普及指導センター等の意見を聴き、地域の地理条件の状況等に照らして防霜効果の適切な発現が期待できる場合は、この限りでない。 （a）園地が、道路のほか、水路、法面又は水田等他作物のほ場1枚分断されていること。 （b）当該事業実施地区を含む産地において、市町村、農業協同組合等による防霜施設の団地的な整備に係る年次計画が策定されており、その計画に当該事業実施地区が位置づけられているとともに、その計画の達成が確実に見込まれること。 ・防霜効果の発現を高めるため、既存の防霜施設と連携して設置する場合において、既存施設の受益者が、新規に整備する施設の受益者となる場合には、これを事業参加者に含め事業を実施できるものとするが、この場合においては、新規に整備される施設及び既存施設の保守・点検・管理等について、事業参加者が共同で実施することにより、事実上、一の共同利用施設として運用されるよう措置するものとする。 また、施設の保守、点検、管理等の効率化を図る観点から、やむを得ず地理的に離れた複数の団地を一の共同利用施設として整備する場合にあっては、それぞれの団地が受益面積の要件を満たすとともに、それぞれの団地の受益農家及び事業参加者が3戸以上となるようにするものとする。
防風施設	・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。 また、団地内の受益地については、原則として隣接する園地であることを条件とする。ただし、受益地が道路等により分断され、隣接しない園地であっても、試験研究機関、普及指導センター等の意見を聴き、地域の地理条件の状況等に照らして防風効果の適切な発現が期待できる場合は、この限りでない。 なお、この場合、防風施設（ネット式鋼管施設を除く。）については、防風効果の期待される範囲は施設の接地面からの距離が当該施設の高さの10倍から15倍までの範囲を基本とする。 また、前記の受益地が道路等により分断され、隣接しない園地の場合には、以下のいずれかの要件を満たすものとする。 （a）道路のほか、水路、法面、水田等他作物のほ場1枚により分断

	されていること。 (b) 当該事業実施地区を含む産地において、市町村、農業協同組合等による防風施設の団地的な整備に係る年次計画が策定されており、その計画に当該事業実施地区が位置づけられているとともに、その計画の達成が確実に見込まれること。 さらに、防風効果の発現を高めるため、既存の防風施設と連携して設置する場合において、既存施設の受益者が、新規に整備する施設の受益者となる場合には、これを事業参加者に含め事業を実施できるものとするが、この場合においては、新規に整備される施設及び既存施設の保守・点検・管理等について、事業参加者が共同で実施することにより、事実上、一の共同利用施設として運用されるよう措置するものとする。 また、施設の保守、点検、管理等の効率化を図る観点から、やむを得ず地理的に離れた複数の団地を一の共同利用施設として整備する場合にあっては、それぞれの団地が受益面積の要件を満たすとともに、それぞれの団地の受益農家及び事業参加者が3戸以上となるようにするものとする。
病虫害防除施設	・害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。
土壌浸食防止施設	
附帯施設	
農業廃棄物処理施設	・農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
農業廃棄物処理施設	
農薬廃液処理施設	・養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。
附帯施設	
生産技術高度化施設	・農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設とする。 ・技術実証施設、省エネルギーモデル温室及び低コスト耐候性ハウスを整備する場合に当たっては、共同利用を確保するために以下の内容をすべて実施することとする。 なお、(a) から (c) までを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、(a) については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、(b) については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、(c) については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。

	(a) 栽培管理作業の共同化 育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。 (b) 資材の共同購入 肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。 (c) 共同出荷 出荷に際しては、共同で行うこととする。 (d) 所有の明確化 当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。 (e) 管理運営 当該温室が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。
技術実証施設	・先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設、モデル壮蚕用蚕室（自動給桑装置を装備した壮蚕用共同飼育装置を設置した蚕室）等とする。
省エネルギーモデル温室	・施設の規模は、1棟当たりおおむね500平方メートル以上とし、全設置面積は、おおむね5,000平方メートル以上とする。 ・地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。 また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。
低コスト耐候性ハウス	・50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることが出来る。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとし、その設置実面積が500平方メートル以上のものとする。 ・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする。 ・当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。

	・事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。 ・設置に当たっては、地域の立地条件等を考慮して、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができる。
高度環境制御栽培施設	・野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。 ・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合にあつては、農用地区域及び生産緑地地区以外にも設置できるものとする。 ・太陽光利用型については、整備後の施設は、50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあつては、当該風速とすることができる）若しくは 50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。 ・完全人工光型については、整備後の施設は必ず複合環境制御装置及び空調装置を備えているものとする。 空調施設とは、暖房又は冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を生育に最適な条件に制御可能な設備とする。 ・必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものとする。 ・スプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産の技術が既に普及している品目については、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。 ・整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。 特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。
高度技術導入施設	・施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設（種子コー

設	ティング施設)、ほ場内地下水位制御システム、水稻自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。 ・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する鉄骨（アルミ骨を含む）ハウス又は建物と一体的に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。 脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設へのエネルギー（電気や熱をいう）の供給を目的とする施設であって、トリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。 ・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。 ・「菌類栽培施設」は、マッシュルームを対象とし、その栽培床がおおむね2,000平方メートル以上のものとする。
栽培管理支援施設	・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯桑施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設を整備できるものとする。 ・「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量（自家自給分を除く。）を供給できる水準のものとする。 ・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、交付の対象外とするものとする。 ・「パインアップル品質向上生産施設」の整備に当たっては、次の事項に留意するものとする。 i 事業実施主体が農業協同組合である場合には、当該施設を農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体に利用させることができるものとする。この場合において、事業実施主体は、共同利用規程を作成し、その適切な管理及び運営を図るものとする。 ii 事業実施主体又はiにより施設を利用する営農集団は、施設の共同利用計画を作成し、その適正な管理及び運営を図るものとする。また、当該計画に合わせて施設の効率的利用を図るために必要な場合に限り、当該施設を移動させることができるものとする。

株分施設	いぐさに限る。
附帯施設	
種子種苗生産関連施設	・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。
種子種苗生産供給施設	・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。なお、野菜については、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行い、農業者団体、採種農家等に供給するための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産し農業者に供給するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。
種子種苗処理調製施設	・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子備蓄施設	・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子生産高度化施設	・都道府県における主要農作物種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。
附帯施設	
有機物処理・利用施設	・堆肥等の製造に必要な施設とする。 ・最適な発酵条件の設定が短期間では困難であること等の理由により、1年間では発酵施設等を適正に配置することが困難である場合には、2年間実施できるものとする。 ・堆肥の原料収集・運搬の効率等を考慮して、事業実施地区内に同時に「堆肥等生産施設」と「堆肥流通施設」を設置しても差し支えないものとする。
堆肥等生産施設	・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。 ・耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。

	・堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 (a) 製造された堆肥は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 (b) 製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
堆肥流通施設	・堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵等の設備を備えた施設とし、既存の堆肥舎等の有効活用若しくは堆肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存の堆肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、堆肥の需要等を十分に考慮するものとする。
堆肥発酵熱等利用施設	・有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。
地域資源肥料化処理施設	・地域の未利用又は低利用の有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料化に必要な施設とする。ただし、当該施設を整備する場合、事業実施地区内において、当該有機資源由来肥料の目標生産量に対する現況生産量の割合が40%未満の場合に限る。
附帯施設	
バイオディーゼル燃料製造供給施設	・バイオディーゼル燃料の製造及び供給に必要な施設とする。
原料受入施設	・バイオディーゼル燃料の原料となる廃食油を受け入れ、貯留を行う施設とする。
燃料製造施設	・廃食油をバイオディーゼル燃料に変換する施設並びに投入副資材及び副生反応物を処理及び貯留する施設とし、事業の目的を達することができる品質のバイオディーゼル燃料を製造することが見込まれる施設とする。

燃料貯蔵供給施設	・製造したバイオディーゼル燃料を貯蔵及び供給する施設とする。
附帯施設	
畜産物共同利用施設整備	
畜産物処理加工施設	
産地食肉センター	・1の(1)又は(3)の取組により整備する場合には次のiからvに定める要件、1の(2)の取組により整備する場合には次のi及びivに定める要件に適合するものであること。 i 当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づくものであること。 ii 当該施設の整備について、食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。 iii 当該施設を新設する場合にあっては、その1日当たりの処理能力(肥育豚換算)がおおむね1,400頭以上の規模であること。増設の場合にあっては、増設の結果1日当たりの処理能力(肥育豚換算)がおおむね1,400頭以上の規模となること。 iv 当該施設から発生する特定部位(と畜場法施行規則別表第1に掲げるものをいう。)の適切な処理及び畜産副産物の区分管理等TSEに対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。 v 食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であること。 ・1の(2)の取組により整備する場合、整備できる施設は冷蔵冷凍施設、輸送施設及び検査室に限るものとする。
けい留施設	・生体検査場所を含むものとする。
と畜解体・内臓処理施設	・と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。
懸肉施設	
冷蔵冷凍施設	・1の(1)又は(3)の取組により整備する場合には次のi及びiiに定める要件、1の(2)の取組により整備する場合には次のi及びiiiに定める要件に適合するものであること。 i 保管を目的としない食肉等急冷設備は除くものとする。 ii 全部又は一部に枝肉の急速冷却能力(牛及び馬の枝肉にあっては24時間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあっては12時間以内

	に枝肉の中心温度を5℃以下に冷却する能力とする。)を持つ冷却施設を有する冷蔵庫であって、枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力がおおむね1日当たりのと畜解体処理能力の5日以上で枝肉懸吊装置等を備えていることとする。 iii と畜処理した牛肉の放射性物質検査の実施に伴い滞留した牛枝肉・部分肉を保管するために必要な冷蔵冷凍施設であって、食品衛生法及びと畜場法施行規則を遵守するために必要な能力を有するものとする。
部分肉加工施設	
輸送施設	・1の(2)の取組により整備する場合には、冷蔵冷凍施設の整備に付随して必要となる施設に限るものとする。
給排水施設	
安心安全モデル施設	・自主衛生管理施設及び情報管理提供施設とする。
検査室	・牛肉の放射性物質検査の実施に必要な施設とする。なお、ゲルマニウム半導体検出器等の検査機器は含まないものとする。
売場施設	・卸売場施設、仲卸売場施設及び買荷保管・積込所施設とする。 ・1の(3)の取組により整備する場合には限るものとする。
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	・次のi又はiiの基準に適合すること。 i と畜場法施行令(昭和28年政令第216号)、と畜場法施行規則、「食肉処理業に関する衛生管理について」(平成9年3月31日付け衛乳第104号厚生省生活衛生局長通知。)及び「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」(平成6年6月23日付け衛乳第97号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知。)を順守するために、都道府県知事(保健所を設置する市にあっては市長)が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備(設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。)であること。 ii 輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。
環境保全施設	・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。

伝達性海綿状脳症対応施設	
食鳥処理施設	・新設する場合にあつては、その1日当たりの処理能力がブロイラーの場合はおおむね24,000羽以上、成鶏の場合はおおむね8,000羽以上の規模であること。 ・増設の場合にあつては、増設の結果1日当たりの処理能力がブロイラーの場合はおおむね24,000羽以上、成鶏の場合はおおむね8,000羽以上の規模となること。
生体受入施設	
放血脱羽、中抜き及び冷却施設	・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。
冷蔵冷凍施設	・冷蔵保存の場合にあつては5℃以下、冷凍保存の場合にあつてはマイナス20℃以下で保存ができる能力を有すること。
食鳥肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	・次のi又はiiの基準に適合すること。 - i 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年3月25日付け政令第52号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年6月29日付け厚生省令第40号）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあつては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 - ii 輸出に係る設備であつて、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。
環境保全施設	・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項に規定する排水基準以下に処理し得る能力を有すること。

鶏卵処理施設	・当該施設の1日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。
洗卵選別包装室	
冷蔵庫室	
冷凍庫室	
殺菌装置	
洗浄装置	
貯蔵タンク	
洗卵選別機	
検卵装置	
その他の設備	
畜産物加工施設	・生産者が共同又は生産者を支援する目的で地方公共団体、公社、農業協同組合、農業協同組合連合会又はこれらの者の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体（以下「生産者支援組織」という。）が行うことを目的とした加工のための施設・設備とする。 ・生産者が共同で施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で扱う製品は、事業に参加する生産者自ら生産した生乳又は食肉をもとに消費者ニーズに対応するよう加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・生産者支援組織が施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で取り扱う製品は、主に事業実施地区内で生産された生乳又は食肉をもとに加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・貸付けについては、地方公共団体、公社、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業協同組合及び農業協同組合連合会が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体から、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者が組織する団体に貸付ける場合に限るものとする。
家畜市場	・次に定める要件に適合するものであること。 （a）家畜市場の再編整備を実施する場合の家畜市場の設置場所は、家畜取引法（昭和31年法律第123号）第20条の地域家畜市場再編整備計画、広域営農団地整備計画又は広域営農団地関連施設計画（広域営農団地育成対策要綱（昭和46年6月10日付け46農政第2741号農林事務次官依命通知）第3の1又は第4の1に基づき作成されるものをいう。）を定めている地域であること。また、家畜市

	場の再配置のための移転又は家畜市場の環境対策、衛生対策若しくは機能強化対策のための施設整備を行う場合は、家畜の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。 (b) (a) の家畜市場の再編整備、再配置のための移転等を行う場合にあつては、当該家畜市場の1年間における家畜取引頭数がおおむね10,000頭（牛換算：馬1頭につき1頭、豚、めん羊又は山羊1頭につき0.2頭に換算。以下同じ。）以上あること、又は整備後においておおむね10,000頭（牛換算）以上確保されることが見込まれること。
基本施設	
環境対策施設	・ 汚水処理施設を対象とする場合、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理できる能力を有すること。
衛生対策施設	
機能高度化施設	
その他の施設・設備	
家畜飼養管理施設	・ 省エネルギー型集合式モデル畜舎、共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルキングパーラー、共同利用ウインドレス鶏舎、共同利用畜舎と一体的に整備する設備及び共同利用畜舎と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設の整備については、事業実施地域は次の(a)及び(b)の要件に適合するものであることとする。 (a) 事業実施地域は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号。以下「酪肉振興法」という。）第2条の4第1項の規定に基づく計画（以下「市町村計画」という。）を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内であること。 (b) 事業実施地域は、アクションプラン（市町村計画又は酪肉振興法第2条の3第1項の規定に基づく計画の実現に向けた具体的な行動計画であり、特に、当該産地のリーダーとなる農業者・地域の選定、支援・指導を受ける対象への具体的経営改善の方法、支援・指導を行う関係機関の位置付け・役割分担を定めたもののことをいう。以下同じ。）を策定しているか、又は策定することが見込まれる市町村の区域内又は都道府県内とする。 ・ 共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルキングパーラー、共同利用ウインドレス鶏舎及び飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等の整備については、施設の管理について次の条件を満たすものとする。

- (a) 当該施設がすべての利用者から構成された団体の所有（当該団体が法人でない場合は利用者の共有）に属し、かつ、登記簿（表示の登記を含む。）上この旨が明らかであること。
- (b) 当該施設に係る管理費（個人の不注意による破損の修繕に要する費用等明確に個人が負担すべき金額を除く。）の徴収が利用度に応じて行われること。
- ・次の条件を満たしている場合には、1施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を2棟以上に分けて整備することができるものとする。
- (a) 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積、収容頭数等）は、原則として同一であること。
- (b) 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。
- (c) 事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。
- ・当該施設のうち畜舎等に附帯する放飼場及び飼料調製等施設は、畜舎等に近接して整備することが望ましいが、土地の権利調整、自然条件等からこれが困難な場合は、日常の飼養管理に支障を来さない範囲内で、一定の距離をおいて整備することは差し支えないものとする。
- ・畜舎の共同利用及び家畜の管理のための事務所、管理人室等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、その整備を次の基準により行うものとし、経営面からみて過大な施設とならないよう、特に留意するものとする。
- (a) 場所
 - 原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。ただし、地形等自然条件からみて敷地内又は隣接地に整備することが困難な場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲内でその他の土地に整備することができるものとする。
- (b) 規模等
 - i 管理舎1棟当たりの規模は、次の方法により算出した面積の範囲内とする。

$$\text{面積} = 40\text{m}^2 \text{（共用部分）} + 10\text{m}^2 \text{（管理人1人当たり専用部分）} \times \text{管理人等人数}$$
 - ii iの共用部分は、事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等人数は、家畜の飼養計画頭数及び飼養形態からみて必要最小限とする。
- ・建造物の構造部分（柱、梁等）の木造化及び内装部分（床、壁、窓枠、戸等）の木質化に積極的に取り組むものとする。
- ・省エネルギー型集合式モデル畜舎、共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルキングパーラー及び共同利用ウインドレス鶏舎の整備については、建設基準法施行例等関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、1棟がおおむね500㎡以下の施設について、少なくとも建造物の構造部分（柱、梁）について木材を利用することを原則とし、1棟が500㎡を超える畜舎についても、コスト等の観点から木材利用が可能な場合は積極的に利用するものとする。

省エネルギー型 集合式モデル畜 舎	・事業実施主体が、省エネルギー型の畜舎をモデル的に整備し生産者に貸し付けるものであり、以下の要件を満たすものとする。 (a) 生産者において、省エネルギー型の畜舎の整備と併せて省エネルギーに資する取組を行うこと。 (b) 生産者において、家畜排せつ物の共同処理又は、飲雑用水等の共同利用を図ること。 (c) 畜舎については、原則として、同一の施設用地に整備すること。 ただし、土地の権利調整、自然条件等からこれが困難な場合は、一定の距離をおいて整備することができるものとする。 ・再生可能エネルギーの供給に係る設備については対象としないものとする。 ・貸付けを行う事業実施主体は、地方公共団体、公社、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業協同組合、農業協同組合連合会及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体に限るものとする。
共同利用畜舎	・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成並びにヘルパー組合等（酪農、肉用牛及び飼料生産に係る業務の一部を受託する団体又は法人をいう。以下同じ。）の統合を行うためのもの。以下同じ。 ・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立、協業法人（複数の世帯が共同で出資し、収支決算まで共同で行っている法人のことをいう。以下同じ。）経営開始に伴う生産体制効率化等への対応、新生産システム（事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産体系全体として改善（生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮を活用することによる生産性の向上等）がなされるものをいう。以下同じ。）の実践・普及及び牛のほ育育成経営部門の外部化並びにヘルパー組織等の統合のうちのいずれかのためのものであること。 ・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 対象畜種が、肉用牛又は豚であること。 (b) 計画上の肉用牛飼養頭数が、肉専用種にあってはおおむね300頭以上（繁殖牛にあってはおおむね100頭以上）、乳用種にあってはおおむね500頭以上、肥育豚にあってはおおむね2,000頭以上、繁殖豚にあってはおおむね150頭以上であること。 ただし、中山間地域等にあっては、計画飼養頭数はそれぞれの2分の1以上であるものとする。 ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等に用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 事業実施主体は協業法人に限る。 ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ（b）の条件を満たすその他農業者の組織する団体を含む。 (b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5戸以

	上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。 ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のは育育成における新生産システムの実践・普及のために用いる場合には、次の条件を満たすこととする。 (a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 - i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 - ii 事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 - iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。 ・当該施設を牛のは育育成経営部門の外部化のために用いる場合は、すでに牛のは育育成を目的として管理運営されている公共牧場内に当該施設を整備することはできないものとする。 ・当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
共同利用フリーストール牛舎	・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。 ・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 事業実施主体は協業法人に限る。 ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ（b）の条件を満たすその他農業者の組織する団体を含む。 (b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5戸以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、

	かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。 ・当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
共同利用ミルキングパーラー	・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。 ・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 （a）事業実施主体は協業法人に限る。 ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ（b）の条件を満たすその他農業者の組織する団体を含む。 （b）事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5戸以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 （a）新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 （b）その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。

	・当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
共同利用ウインドレス鶏舎	・閉鎖型で無窓構造の、高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫のためのものに限る。 ・事業実施主体は農業者で構成され、農業協同組合連合会、農業協同組合又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体以外の者との間に経営上の上下関係がないこと。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 - i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 - ii 事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。この場合、畜産経営は5戸以上で構成されるものとする。 - iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。
放牧利用施設	
共同利用畜舎と一体的に整備する設備	・省エネルギー型集合式モデル畜舎、共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルキングパーラー及び共同利用ウインドレス鶏舎と合わせて措置するものとする。 ・整備する設備は生産行程に直接にかかわりかつ共同利用畜舎等に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は共同利用畜舎等で行われる生産行程のあり方の本質にかかわるものとする。 ・生産物を一時的に保管する設備については対象としないものとする。
共同利用畜舎と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設	・共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルキングパーラー及び共同利用ウインドレス鶏舎と合わせて措置するものとする。 ・この施設に係る事業の実施に当たっては、家畜排せつ物及び施設排

	水（共同利用ミルクパラーに係るものを含む。）について適切な処理が行われるよう特に留意する。
飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等	・要綱別表の業実施主体の欄の（１）のただし書きの生産局長等が別に定める自給飼料関連施設は、「飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等」とし、公共牧場運営基盤整備と一体的に実施できるものとする。 ・放牧利用条件整備と一体的に整備する牛舎等については、新築に伴う不要施設の撤去、構造変更に伴う改修及び飼料規模の拡大に対応した増築を含むことができるものとする。
自給飼料関連施設	・施設の管理について、次の条件を満たすものとする。なお、ヘルパー組織等の統合に用いる場合においても同様とする。 （a）当該施設は、次の条件を満たしている場合には、１施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を２棟以上に分けて整備することができるものとする。 - i 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積、収容頭数等）は、原則として同一であること。 - ii 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。 - iii 事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。
混合飼料調製・供給施設	・施設用地の造成整備を含む。 ・混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。
混合飼料貯蔵・保管庫	・施設用地の造成整備を含む。 ・混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。
飼料作物収穫調製貯蔵施設	・施設用地の造成整備を含む。
単味飼料貯蔵施設	・施設用地の造成整備を含む。
地域未利用資源調製貯蔵施設	・施設用地の造成整備を含む。
家畜排せつ物処理施設	・施設用地の造成整備を含む。
飼料生産・調製・保管施設	・施設用地の造成整備を含む。

管理棟	・施設用地の造成整備を含む。
飼料給与設計用 電算施設	・自給飼料を基本とした合理的な飼料給与システムを確立する場合に限る。
家畜改良増殖関連施設	
きゅう舎	
畜舎	
鶏舎	
飼料給与施設	
解体処理施設	
冷蔵冷凍施設	
受精卵処理、採卵及び移植室	
肉質等分析施設	
人工授精処理施設	
衛生検査施設	
能力調査施設	
隔離検疫豚舎	
隔離検疫鶏舎	
畜産新技術実用化施設	
その他家畜改良増殖又は畜産新技術の取組のための必要な機械器具	
附帯施設	

離農跡地・後継者不在経営施設

- ・新規就農及び規模拡大に必要な施設とする。
- ・施設を実施する場合は、以下の要件を満たすものとする。
 - (a) 事業実施主体が、農地保有合理化事業、信託（農業協同組合法第10条第3項に定める事業をいう。以下同じ。）又は農業経営事業（同法第11条の31第1項に定める事業をいう。以下同じ。）により、離農者等から買い入れた農用地又は施設であって、新規就農者等に一定期間（原則5年以内）貸し付けた後に売り渡すことを予定しているものであること。
 - (b) 事業実施主体が、農地保有合理化事業又は農業経営事業により離農者等から借り入れた農用地であって、新規就農者等に一定期間貸し付けることを予定しているもの及び当該農用地に存する施設であって、当該離農者等から借り入れて新規就農者等に貸し付けることを予定しているものであること。
 - (c) 事業実施主体が、離農者等から買い入れた農業用施設用地又は施設であって、新規就農者等に貸し付けること若しくは一定期間貸し付けた後に売り渡すことを予定しているものであること。
 - (d) 事業実施主体が、離農者等から借り入れた施設であって、新規就農者等に貸し付けることを予定しているものであること。
 - (e) 事業実施地域は、市町村計画を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内とし、アクションプランを策定しているか、又は策定することが見込まれる市町村の区域内若しくは都道府県内とする。
- ・事業の対象者
 - (a) 新規就農者にあつては、以下の要件を全て満たすこと。新規に畜産経営を開始する法人にあつては、以下のiiiの要件を満たすこと並びにi、ii及びivを満たす常時従事者である構成員が1人以上いること。
 - i 家畜飼養に1年以上従事した経験を有すること。
 - ii 原則として、40歳未満又は40歳以上であつて後継者の確保が見込まれること。
 - iii 当該地域における平均経営規模以上の経営を営むことが見込まれること。
 - iv 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第1項に規定する就農計画の認定を受けるか、又は認定を受けることが見込まれること。
 - (b) 規模拡大者にあつては、以下の要件を全て満たすこと。
 - i 家畜飼養に1年以上従事した経験を有すること。
 - ii 原則として、50歳未満又は50歳以上であつて後継者の確保が見込まれること。
 - iii 当該地域における農用地面積又は家畜飼養頭数が、おおむね当該地域における平均経営規模以上であつて、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により、市町村が定めた農業振興地域整備計画に示されている効率的、かつ、安定的な農業経営の目標規模以上の経営を営むことが見込まれること。
- ・交付対象
 - (a) 畜舎、畜舎と一体的に整備する施設、家畜排せつ物処理施設及

び附帯施設で、老朽又は損傷箇所の補修、構造変更に伴う改修、飼養規模の拡大に対応した増築、飼養管理方法の改善又は変更に対応した新築及びそれらに伴う不要施設の撤去（後継者不在経営施設の新築及びそれらに伴う不要施設の撤去については、家畜排せつ物処理施設に限る。）を含むことができるものとする。

・事業の実施

(a) 交付対象となる施設等の残存耐用年数は、原則として、畜舎等の施設にあっては5年以上(補修及び改修に係る施設については、補修及び改修後の耐用年数が5年以上)

(b) 家畜整備については、次のとおりとする。

事業実施主体が買い入れ、新規就農者等に貸し付ける場合に認めるものとし、その対象は次に掲げるものとする。

i 乳牛

4歳未満の登録牛又はその娘牛であること。

ii 肉用牛（繁殖牛）

おおむね8カ月以上4歳未満の繁殖雌牛であること。

iii 豚（繁殖豚）

生後3カ月以上12カ月以内のものであること。

iv その他の家畜

都道府県知事が適当と認めたものであること。

(c) 家畜の貸付け期間

家畜の貸付け期間は、原則として、5年以内とする。

(d) 助成対象限度額等

要綱別表の交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める場合、率及び額は、事業費の2分の1以内で、かつ、1頭当たり350,000円を交付対象の限度額とする。

なお、家畜の購入時の価格及び購入に要する諸経費（家畜市場手数料、購入旅費、鉄道、航路、自動車等の運賃、積込料、貸車諸設備経費、輸送中の飼料費、上乘人夫賃、輸送保険料等）を含むものとする。

(e) 家畜の貸し付け契約

事業実施主体は、家畜の貸し付けに当たっては、貸し付け規程を整備し、かつ、新規就農者等との間に家畜の管理及び保全を内容とする契約を締結するものとする。

畜舎

畜舎と一体的に
整備する設備

家畜排せつ物処
理施設

簡易ほ場整備

家畜整備

附帯施設	
家畜排せつ物利用施設	・家畜排せつ物等の有機物を処理及び利用するために必要な施設とする。 ・施設整備に当たっては、施設の規模、性能等について受益範囲、利用計画等に照らして適切な施設を整備するものとする。 ・施設用地の造成整備を含む。
有機物処理・利用施設	
堆肥化施設	・堆肥化施設は、家畜排せつ物等の有機物を原料として用いて発酵処理等を行うことにより、堆肥を製造する施設及び装置とする。
メタン発酵施設	・メタン発酵施設は、家畜排せつ物等の有機物を嫌気性発酵により処理する施設及び装置とし、嫌気発酵処理物の二次的な処理に必要な場合については、他の有機物処理、利用等施設を一体的に整備できるものとする。
焼却施設	・焼却施設は、家畜排せつ物等の有機物を焼却により処理・利用する鶏糞ボイラー等の施設及び装置とする。
炭化施設	・炭化施設は、家畜排せつ物等の有機物を原料として用いて炭化物を製造する施設及び装置とする。
固形燃料化施設	・固形燃料化施設は、家畜排せつ物等の有機物を固形燃料化する施設及び装置とする。
液肥化施設	・液肥化施設は、スラリー等の液状の有機物を発酵処理等により液肥化する施設及び装置又はスラリー等の液状の有機物を貯留する施設及び装置とする。
浄化処理施設	・浄化処理施設は、家畜の尿等の汚水进行处理し、浄化する施設及び装置とする。
周辺施設	・周辺施設は、有機物処理・利用施設における効率的な有機物の処理、有機物供給源から有機物処理・利用施設への効率的な有機物の供給、有機物処理・利用施設における生産物の安定的な流通利用等を図るために必要な施設であって有機物処理・利用施設と一体的に整備するものとする。 ・ただし、周辺施設の設置により、既存の有機物処理・利用施設の能力及び機能の向上が見込まれる場合にあっては、既存の有機物処理・利用施設において整備できるものとし、原料保管・調整施設、製品保管・調製施設、有機性資源敷料化施設にあっては必要に応じて有機物処理・利用施設とは別の場所に整備できるものとする。

原料保管・調整施設	(a) 原料保管、調整施設は、水分調整等の原料保管や固液分離、予備乾燥等により、有機物処理、利用施設の処理原料となる有機物の水分調整等を行う施設及び装置とする。 (b) 有機物供給元から有機物処理、利用施設への効率的な有機物の供給を図るために必要な場合については、有機物供給元に設置することができるものとする。この場合において、その設置及び管理は、次に掲げる i から iv までに基づき行うものとする。 i 有機物処理、利用施設からの距離、有機物の移動量等を総合的に判断し、設置場所、設置数、施設規模等が有機物処理、利用施設の処理形態と均衡しているものでなければならないものとする。 ii 事業実施主体が所有するものでなければならないものとする。 iii 事業実施主体は、当該施設の貸付期間、利用料金、保守管理等及び施設機械管理上の規程を定め、この規程に基づき事業参加者に当該施設を貸与することができるものとする。 iv 事業実施主体は、当該施設の管理が事業目的に沿って適切に管理運営され、有機物処理、利用施設と一体的かつ有効に利用されるよう事業参加者を指導するものとする。
原料受入・前処理施設	・原料受入、前処理施設は、生ゴミ等地域の有機性資源を受け入れ、有機物処理、利用施設において家畜排せつ物等と一体的に処理するため、分別、粉碎等を行う施設及び装置とする。
製品保管・調整施設	(a) 製品保管、調整施設は、有機物処理、利用施設において生産された製品の利用及び出荷までの一時的な保管、利用及び出荷形態に合わせた加工、梱包、成分調整等を行う施設及び装置とする。 (b) 当該施設は、有機物処理、利用施設とは別に施設利用面における利便性等が高い場所に設置することができるものとする。この場合において、当該施設の設置及び管理については原料保管・調整施設の (b) の i から iv までに準じて行うものとする。
有機性資源敷料化施設	(a) 有機性資源敷料化施設は、木材くず、廃材、剪定枝、モミガラ等を粉碎し、畜舎の敷料及び有機物処理、利用施設において水分調整材として利用するために必要な施設及び装置とする。 (b) 当該施設は、材料及び生産された敷料等を一時保管するために必要な施設を一体的に整備し、利便性等が高い場所に設置することができるものとする。この場合において、当該施設の設置及び管理については、原料保管・調整施設の (b) の i から iv までに準じて行うものとする。
堆肥流通促進施設	(a) 堆肥流通促進施設は、有機物処理、利用施設において生産された製品の大型たい肥バッグ等による広域流通の促進を図るための施設、装置及び付属品とする。 (b) なお、大型堆肥バッグの導入に当たっては、流通、保管等の段階において、導入された大型堆肥バッグの所在の確認が容易になされるよう、本事業で整備された旨の表示を行う等の工夫をする

	ものとする。
脱臭施設	・脱臭施設は、有機物処理、利用施設における有機物の処理の過程において発生する臭気を抑制するための施設及び装置であり、有機物処理、利用施設に設置するものとする。 ・低環境負荷型施設 ・低環境負荷型施設は、以下の i または ii のいずれかとする。 - i 堆肥敷料利用施設 有機物処理、利用施設において生産された堆肥を畜舎の敷料等として利用するために必要な施設及び装置とする。 - ii 浄化处理水リサイクル利用施設 浄化处理施設から排出される処理水を畜舎の洗浄水等として再利用するために必要な施設及び装置とする。
エネルギー供給施設	・エネルギー供給施設は、有機物処理・利用施設のメタン発酵施設、償却施設、炭化施設、固形燃料化施設において有機物の処理過程で発生するガス、熱若しくは燃料を活用して発電又は熱供給を行う施設及び装置とする。 - なお、売電を主目的とする施設及び装置については対象としない。
自給飼料生産・調製再編施設整備	
粗飼料等生産供給施設	・粗飼料又は完全混合飼料（TMR）の調製機能を有し、地域の畜産農家への粗飼料又は完全混合飼料の供給を行うものであること。 ・粗飼料等利用畜産農家及び粗飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。
梱包粗飼料格納施設	・施設用地の造成を含む。
飼料保管庫	・施設用地の造成を含む。
飼料タンク	・施設用地の造成を含む。
梱包粗飼料解体施設	・施設用地の造成を含む。
飼料混合施設	・施設用地の造成を含む。
混合飼料製造施設	・施設用地の造成を含む。
供給飼料貯蔵・保管庫	・施設用地の造成を含む。
未利用資源飼料	・施設用地の造成を含む。

化施設	
その他粗飼料等 生産供給の取組 のために必要な 機械器具	
附帯施設	
粗飼料等流通拠 点施設	・地域の飼料生産を担う組織が収穫した飼料作物を一時保管し、地域内外の畜産農家へ供給を行うためのものであること。 ・粗飼料等利用畜産農家との間で供給利用計画を作成するものとする。
梱包粗飼料格納 施設	・施設用地の造成を含む。
飼料保管庫	・施設用地の造成を含む。
飼料タンク	・施設用地の造成を含む。
梱包粗飼料解体 施設	・施設用地の造成を含む。
供給飼料保管庫	・施設用地の造成を含む。
その他粗飼料等 流通拠点の取組 のために必要な 機械器具	
附帯施設	

第4 整備事業Ⅱ（要綱別表のメニュー欄の2の（5）のイ）

農業系副産物循環利用体制再生・確立施設の整備に当たっては、以下に定めるところにより実施するものとする。

1 事業の内容

要綱別表のメニューの欄の2の（5）のイの農業系副産物循環利用体制再生・確立施設については、放射性物質の影響から、利用可能であるにも関わらず循環利用が寸断されている農業系副産物の循環利用体制を再生・確立するため、農業系副産物の適切な利用に必要な共同利用施設とし、次に掲げる施設等の整備を実施できるものとする。

（1）家畜排せつ物等処理施設

暫定許容値以下の利用可能な牛ふん堆肥について、利用者に忌避され、循環利用が滞っている地域において、暫定許容値以下の牛ふん堆肥等の利用促進に必要な堆肥センター又は堆肥一時保管施設を整備するものとする。

なお、堆肥センターは、畜産農家からの家畜排せつ物等や耕種農家からの副産物の有効利用を目的とする施設であり、第2の10の（1）のアに定める協議会を開催し、堆肥センターの設置目的、堆肥の生産計画及び堆肥の利用・販売計画等について十分に協議し、地域に適した施設となるよう検討を行うものとする。

（2）剪定枝処理設備

果樹剪定枝及び果樹の間伐、伐採で生じた樹体の循環利用体制を再生・確立するため、適切な利用に必要なチップ化する設備を整備するものとする。

（3）放射性物質検査設備

放射性物質検査設備を整備する場合においては、外部機関に放射性物質検査を委託した場合との経済性の検討を十分に行うこととする。

2 取組の実施基準等

（1）事業の実施基準

ア 事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。

イ 事業の実施にあつては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

ウ 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

エ 共同利用施設の整備にあつては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底

し、実施計画の審査等においても留意するものとする。

オ 事業参加者が、事業開始後にやむを得ず5戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、5戸以上となるように努めるものとする。

カ 都道府県知事は、要綱第6の2による点検及び第7の2による点検評価を実施した結果、整備事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されておらず、施設等の利用率が70%未満の状況が3年間継続している場合にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別記様式2号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

キ 整備事業で実施する共同利用施設の整備は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

また、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成23年7月26日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

ク 共同利用施設の整備のための計画策定における能力及び規模は、アンケート調査等により、農業者の共同利用施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

ケ 共同利用施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう、担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

コ 共同利用施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、要綱及び本要領に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。

なお、共同利用施設の整備にあたり、必要な場合は、建設用地の造成費についても交付対象とする。

サ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として共同利用施設を整

備する場合については、次によるものとする。

(ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

(イ) 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社及び土地改良区に限るものとする。

(ウ) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

(エ) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(2) 対象地域

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、の17都県。

ただし、家畜排せつ物等処理施設の整備については、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県の6県とする。

(3) 事業実施主体

ア 農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合には、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

イ 要綱別表の事業実施主体の欄の1の(16)の特認団体は、次のとおりとする。

(ア) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

(イ) その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

ウ 要綱別表の事業実施主体の欄の生産局長等が別に定める協議会は、次の全ての要件を満たすものとする。

(ア) 都道府県、普及指導センター、市町村、生産者、生産者団体、関係団体等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあること。

(イ) 交付金事業等の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法並びに責任者、財産の管理方法、公印の管理及び公印の使用の方法並びに責任者並びに内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていること。

(ウ) (イ) の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(4) 採択要件

ア 要領第1の1の(1)のイの成果目標の基準を満たすこと。

イ 要綱別表の採択要件の欄の1の(1)の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

ただし、事業実施主体が農業者等の組織する団体である場合において、次のいずれかの要件を満たす場合にあっては、3戸未満であっても事業実施主体として認めることができる。この場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画に別記様式1号の事業実施主体要件適合確約書（特定農業法人用又は農地所有適格法人用）を添付するものとする。

(ア) 事業の実施計画策定時に、特定農業法人であって、次の要件を全て満たすものであること。

なお、c及びdの目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

a 本事業終了後5年間引き続き特定農業法人であるか、基盤強化法第23条第4項の農用地の利用の集積を行うこと。

b 特定農用地利用規程の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

c 特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

d 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(イ) 事業の実施計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農地所有適格法人であって、次の要件を全て満たすものであること。

なお、b及びcの目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

a 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。

b 当該法人の受益区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

c 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

ウ 要綱別表の採択要件の欄の1の(5)に定める総事業費に満たない場合

にあっても、要領第 1 の 3 に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあっては、当該事業を実施できるものとする。

(5) 事業の実施手続等

本事業の実施計画は、別紙様式 8 号により作成するものとする。

(6) 共同利用施設等の基準

要綱別表のメニューの欄の2の(5)のイの農業系副産物循環利用体制再生・確立施設整備については、次のとおりとする。

共同利用施設等	補助対象基準
農業系副産物循環利用体制再生・確立施設整備	
家畜排せつ物等処理施設	
堆肥センター	将来にわたり畜産農家からの家畜排せつ物等や耕種農家からの副産物（稲わら、粃殻、剪定枝チップ等）を原料として堆肥を製造し、耕畜連携により堆肥の利用性を向上させる施設とする。 ・堆肥化施設 家畜排せつ物等の有機物を原料として用いて発酵処理等を行うことにより、堆肥を製造する施設、機械及び装置とする。 ・原料保管施設 水分調整等の原料保管や予備乾燥等により、堆肥舎の処理原料となる有機物の水分調整等を行う施設及び装置とする。 ・副資材保管施設 稲わら、粃殻、剪定枝チップ等を粉碎し、堆肥化施設及び原料保管施設で水分調整材として利用するために必要な施設及び装置とする。 ・製品保管施設 堆肥化施設において生産された堆肥の利用及び出荷までの一時的な保管を行う施設、機械及び装置とする。 ・堆肥流通促進施設 堆肥化施設において生産された堆肥の大型堆肥バック等による広域流通の促進を図るための施設、装置及び付属品とする。 なお、大型堆肥バックの所在の確認が容易になされるよう、本事業で整備された旨の表示を行う等の工夫をするものとする。 ・脱臭施設 有機物の処理・調整の過程において発生する臭気を抑制するための施設及び装置であり、堆肥化施設及び原料保管施設に設置するものとする。
堆肥一時保管施設	・将来にわたり耕畜連携により堆肥の利用を行うために、既存の堆肥舎において生産された堆肥の一時的な保管、調整等を行う施設及び機械とする。 ・当該施設は、施設利用面における利便性等が高い場所に設置することができるものとする。この場合において、設置及び管理は、以下の（a）から（d）までに基づき行うものとする。 （a）既存の堆肥舎からの距離、移動量等を総合的に判断し、設置場

	所、施設規模等が適正なものでなければならないとする。 (b) 事業実施主体が所有するものでなければならないものとする。 (c) 事業実施主体は、当該施設の貸付期間、利用料金、保守管理等施設機械管理上の規定を定め、この規定に基づき事業参加者に当該施設を貸与することができるものとする。 (d) 事業実施主体は、当該施設の管理が事業目的に沿って適正に管理運営され、有効に利用されるよう事業参加者を指導するものとする。
剪定枝等処理設備	・園地への還元施用を目的に果樹剪定枝及び果樹の間伐、伐採で生じた樹体をチップ化するための設備（自走式は除く。）とする。
放射性物質検査設備	

第5 整備事業Ⅲ（要綱別表のメニュー欄の2の（6））

鳥獣被害防止施設の整備に当たっては、以下に定めるところにより実施するものとする。

1 事業の内容

要綱別表のメニューの欄の2の（6）の鳥獣被害防止施設については、次に掲げる施設の整備を実施できるものとする。

（1）鳥獣被害防止施設

地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備については、被災施設の復旧（改良復旧を含む。）に加え、既存施設の強化のための整備（地域一体的な被害防止施設の再編整備を含む。）を行うものとする。

また、電気さくを整備する場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）等関係法令を遵守し、正しく設置すること。具体的には、危険である旨の表示、電気さく用電源装置の使用、漏電遮断器の設置（30ボルト以上の電源から電気を供給する場合）、開閉器（スイッチ）の設置等を行い安全を確保するものとする。

（参照URL：http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/anzen_kakuho_20150721.html）

（2）処理加工施設

被害を及ぼす鳥獣の捕獲個体の処理加工施設（捕獲鳥獣を焼却するための施設を含む。）を整備するものとする。この場合、農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲に関する計画と、その計画に即した捕獲活動を一体的に行うものとする。

2 実施基準

（1）事業実施計画は、関係農林漁業者をはじめとした地域住民の合意を得たものであること。

（2）事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。

（3）交付対象事業は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

(4) 既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品新材の利用による新築の事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品、古材の利用による事業を交付対象とすることができるものとする。

この場合、それぞれの事業による交付対象は次のとおりとする。

① 合体の事業については、地域の自然的、社会的又は経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合に限って、交付対象とすることができるものとする。

② 古品古材の利用については、次によるものとする。

ア 古品古材を利用する場合は、古品古材を利用することにより新品の購入及び新築の場合より事業費が低減される場合に限るものとする。

イ 使用する古品古材の材質、規格、型式等は、新品新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであり、かつ、新品新資材と同程度の耐用年数を有するものでなければならないものとする。

ウ 古品古材の購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

なお、事業実施主体が無償で入手した古品古材は、交付対象としないものとする。

エ 古品を使用する施設について交付対象とする経費は、古品購入費、附帯施設等の工事費及び工事雑費とし、古品の補修費は交付対象としないものとする。

(5) 交付対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表等による耐用年数が5年以上のものとする。

(6) 事業実施主体は、次に掲げる内容を検討した上で、整備する施設等に係る利用計画を策定しなければならない。

① 施設等の内容や利用対象者、利用時期等の当該施設等に係る利用形態等

② 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等の当該施設等における利用環境等

(7) 利用計画等に沿って当該施設が適正に利用されると認められ、かつ、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれるものとする。

(8) 個人施設、目的外使用の恐れがあるもの及び事業効果の少ないものは、交付対象としないものとする。

(9) 施設の整備予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正と認められなければならない。

- (10) 施設の整備に係る用地の規模は著しく過大になってはならない。
- (11) 施設の用地が確保される見通しが無いなど事業着手までに相当の期間を有すると認められる事由が発生していない。
- (12) 事業実施主体等において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持管理計画が確実に実行されると見込まなければならない。
- (13) 事業実施主体等が施設等の管理及び運営に当たり、適正に収支計画を策定し、収支の均衡が取れていると認められなければならない。
なお、鳥獣被害防止施設等その運営に伴い収支を伴わない施設等は、この限りでない。
- (14) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まなければならない。
- (15) 施設の整備に当たっては、地域の実情や施設の構造等を勘案し、極力木材の利用促進に配慮するものとする。

3 対象地域

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、17都県。

4 留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知）第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。）その他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

5 地域主体の鳥獣被害防止対策

被害防止対策に効率的かつ効果的に取り組む観点から、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条に基づく被害防止計画の作成に努めるものとする。

なお、被害防止計画の作成に当たっては、「鳥獣による農林水産業等の被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成について」（平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知）に留意するものとする。

6 事業実施主体

- (1) 要綱別表の事業実施主体の欄の生産局長等が別に定める協議会等とは、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有している組織であって、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会（以下「協議会」という。）又はその構成員（試験研究機関を除く。）であって、かつ、代表者の定め並びに事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有しているものとする。
- (2) (1) において定める協議会等の事業実施を行う地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域とするものとする。
- (3) (1) の協議会とは、次の全てを満たすものとする。
- ア 交付金事業等の事務手続きを適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていること。
- イ アの規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続きにつき複数の者が関与する等、事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

7 交付率

要綱別表の交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める率は、次のとおりとする。

- (1) 次のアからオまでのいずれかに該当する地域にあつては20分の11以内とする。
- ア 山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- イ 過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域と見なされる区域を含む。）
- ウ 離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- エ 半島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- オ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- (2) (1) に関わらず、鳥獣被害防止施設を農家・地域住民等参加型の直営施

工により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とするときには、定額補助できることとする。

8 事業実施計画の作成等

要綱第3の1の事業実施計画及び要綱第3の2の都道府県事業実施計画の作成に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

事 項
1 既存の機械・施設（以下「施設等」という。）の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。
3 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
4 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
5 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
6 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率（費用対効果）が1.0以上であること。
7 国庫補助金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
8 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
9 附帯施設について、不要なものがないこと。
10 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
11 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。

12	製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
13	需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
14	適正な収支計画となっていること（収支については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。）
15	管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
16	被害防止施設、処理加工施設又は地域提案による施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。
17	処理加工施設を建設する場合は、被害を及ぼす鳥獣の捕獲計画が作成され、その計画に即した捕獲活動ができる体制となっていること。
18	捕獲した鳥獣の肉の処理加工施設を建設する場合は、食品衛生法等関係法令を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。
19	用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。
20	施行方法の選択が適切にされていること。
21	入札の方法に関する知識を有していること。
22	地元関係者との合意形成が図られていること。
23	その他法律に定める基準等が満たされていること。

9 事業の施行

農家・地域住民参加型の直営施行を行う場合は、「農業農村整備事業等における農家・地域住民参加型の直営施工について」（平成14年3月29日付け13農

振第3737号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）に基づき実施するものとする。

10 事業により整備した施設の管理運営

事業実施主体が定める管理規程又は利用規程には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品衛生法、電気事業法（昭和39年法律第170号）等関係法令の遵守に関する事項のうち、施設の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

11 事業評価

（１）要綱第7の事業評価の結果、成果目標の達成状況が低調である場合は、事業実施主体は、都道府県の指導の下、その要因、推進体制、施設の利用計画の見直し等目標達成に向けた方策を記載した改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その内容を公表するとともに都道府県知事に報告するものとする。

なお、成果目標の達成状況が低調である場合とは、成果目標の達成率が70%未満であるものとする。

（２）都道府県知事は、（１）の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、当該計画を地方農政局長等に報告するものとする。

（３）（１）及び（２）の改善計画の報告は、別記様式2号により行うものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を1年間延長し、再度、要綱第7の事業評価及び報告を行うものとする。

（４）地方農政局長等は、（２）により都道府県知事から報告を受けた場合、当該都道府県に対し指導及び助言を行うものとする。